

大 崎 地 方 合 併 協 議 会
第 4 回 新 市 の 医 療 体 制 に 係 る 専 門 小 委 員 会

日 時：平成17年9月10日(土)午後3時
場所：宮城県古川合同庁舎5階501会議室

次 第

1. 開 会
2. 開会挨拶
3. 協議事項
 - 救急医療機能・体制の整備について -
 - (1) 現状の救急医療機能，体制 P 1
 - 救急医療提供機能
 - 救急医療提供体制
 - 古川方式による救急医療体制事例の調査
 - (2) 次回会議の開催について P 5
 - (3) その他
4. その他
5. 閉会挨拶
6. 閉 会

4 . 救急医療機能・体制の整備について

(1) 現状の救急医療機能、体制

救急医療提供機能

救急医療提供体制

古川方式による救急医療体制事例の調査

(2) 新市における救急医療機能、体制

医師会との連携

救急医療整備方針の確立

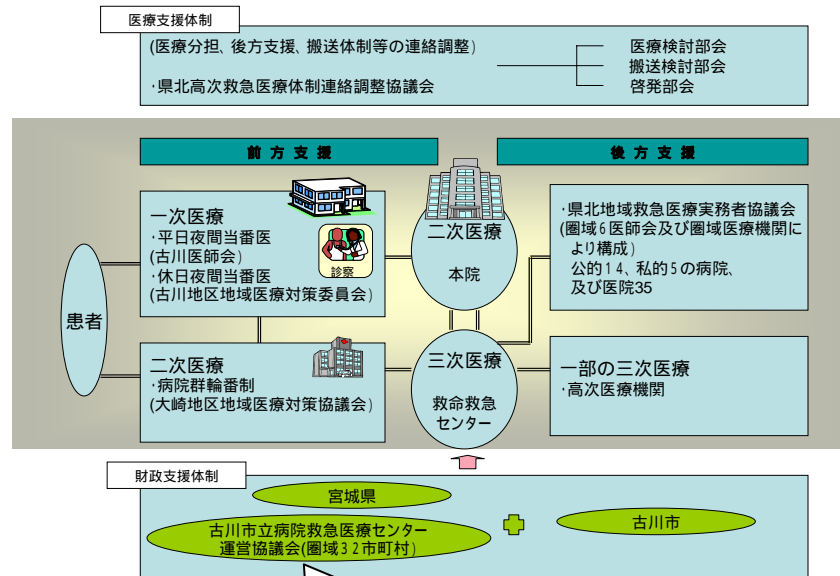
4. 救急医療機能・体制の整備について

(1) 現状の救急医療機能、体制

15年度報告書：「あるべき姿」での合意

付属資料-1-(3)- より

救急医療体制の現状



現在は、
【古川市立病院救命救急センター運営協議会】
(3市11町)

現状の救急医療機能、体制

初期救急医療（資料1）

古川・志田地区：休日昼夜間（古川市医師会：8病院・36診療所で実施）

遠田地区：休日昼間（遠田郡医師会にて実施）

加美・玉造地区：休日昼間（加美郡・玉造郡医師会にて実施）

：休日夜間（古川市医師会が受託）

古川方式

古川・志田地区：平日夜間（古川市医師会：8病院・1診療所で実施）

二次救急医療（資料2）

休日昼夜間の大崎広域病院群輪番制を16病院で実施

三次救急医療

古川市立病院救命救急センターで実施

大崎地区における救急患者の状況（資料3）

(1) 現状の救急医療機能、体制

15年度報告書：「あるべき姿」での合意

・診療機能（P5）

1. 基本機能

大崎市民病院

新市における中核医療施設として、三次救急医療（高次救急）
災害対応、高度急性期医療

分院・診療所

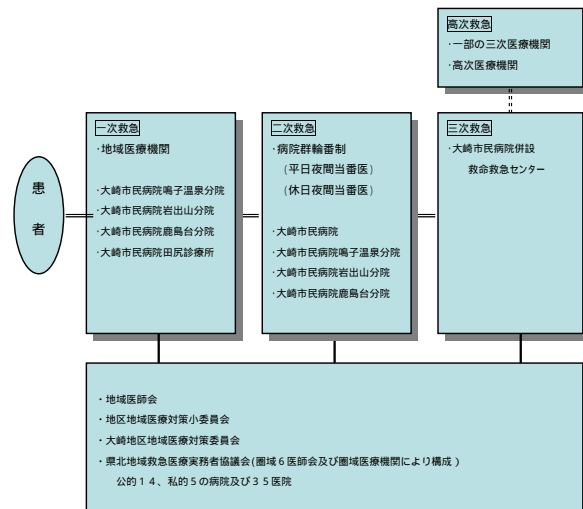
地域における初期医療（二次救急含む）・一般医療

4. 救急医療機能（P8）

本院・分院・診療所は、当該する地域医師会・民間医療施設と
連携し、救急・休日平日夜間診療体制を整備（堅持・拡充）する。

旧市町をブロック単位とした区域輪番制を確立する。

救命救急医療は、本院併設の救命救急センターで引き続き実
施する。



課題及び具体的検討事項

古川市立病院 救命救急センターの運営状況（資料4）

古川市立病院 救命救急センターの経営現状（資料5）

現状の課題及び問題点

初期救急医療の確保

- ・大崎医療圏におけるブロック構成（区域輪番制）の問題
- ・古川方式の区域輪番制の再構築
- ・救急医療従事者の過重労働
- ・平日夜間診療への参加医療機関の不足
- ・小児救急医療施設の不足

三次救急医療施設（救命救急センター）の機能充実

- ・心臓血管外科等、一部高次医療機能の未整備
- ・慢性的な赤字体質（未処理欠損金の累積等）
- ・高度医療機器・設備の老朽化

救急患者搬送体制の整備

- ・軽症患者の増加傾向
- ・本院・分院間の患者搬送体制の確立

災害医療への対応

- ・予想される宮城県沖地震への対策

(1) 現状の救急医療機能、体制

15年度報告書：「あるべき姿」での合意

・市民参加による病院づくり（P11）

市民への啓発活動を通じ、市民の理解と協力を得ながら、行政も積極的に各関係機関と連携し、市民とともに新市の病院づくりに努める。

救急医療（休日及び平日、休日夜間救急）は、市、医師会並びに市民相互の理解と協力による体制の整備と市民への啓発活動を通じ、市民参加による救急医療システムの確立を図る。また、市民への救急医療に関わる情報をインターネット、広報等により発信し、救急医療に対する市民の理解、協力を求める。現在運用されている平日夜間における救急医療システム（古川方式）を市内全般に普及できるように体制の確立及び連携を図る。

課題及び具体的検討事項

具体的検討事項

- 大崎医療圏全域を包含する救急医療体制、及び機能の整備方針の確立
 - ・二次医療圏完結型医療供給体制の整備とブロック編成
 - ・ブロックに所属する地域医師会の支援体制の確立
 - ・大崎地区地域医療対策委員会の方針に沿う区域輪番制の確立
 - ・平日夜間及び休日・休日夜間に対応する急患センターの必要性（急患センター（県内8施設）の現状：資料6）
 - ・田尻町国保診療所の一次救急医療参画への検討
 - ・他の医療圏の医療機関との機能連携
- 地域住民へ啓発活動の推進
 - ・救急医療施設利用者のルールの遵守
 - ・住民に対する適切な啓発と情報提供
- 救急医療に対する財政支援体制の確立（現在の状況：資料7）
 - ・行政機関の救急医療に対する理解
 - ・周辺地域の応分の負担制度の確立
 - ・政策的医療としての位置付け
- 救急患者搬送体制の整備
 - ・救急救命士の養成、高規格救急自動車及びドクターカーの整備、メディカルコントロール体制の整備等に係る関係機関との機能連携
 - 災害拠点病院（地域災害医療センター）の整備
 - ・災害時における関係行政機関及び地域医療機関との連携
 - ・災害時における救急搬送体制の確立

【メディカルコントロール】

救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、救急救命士等に医行為の実施が委ねられる場合、医行為を医師が指示または指導・助言並びに検証してそれらの医行為の質を保障すること。

(1) 現状の救急医療機能、体制

15年度報告書：「あるべき姿」での合意

1. (仮称)大崎口腔保健センター (P12)

新市における休日歯科診療の充実、在宅要介護高齢者などにおける口腔ケアのニーズ、8020運動の一層の発展の観点から、(仮称)大崎口腔保健センターを設置し、歯科治療だけでなく地域における歯科保健サービスの拠点とする。

但し、本件については、新市のみならず近隣他町を含めた大崎地区全体における計画であるため、今後、関係自治体と協議を重ねながら、建設に向けて、整備方針・役割・機能等について検討して行く。

救急歯科診療の現状
課題及び具体的検討事項

休日歯科診療の現状 (資料8)

休日昼間の在宅当番医制を古川市と三本木町にて実施

課題

休日歯科診療の確保

(宮城県地域保健医療計画における位置付け (資料9))

保健事業との連携(歯科保健サービス)

医療との連携(口腔と全身疾患との関連：誤嚥性肺炎、糖尿病、心疾患、低体重児早産、認知症等)

具体的検討事項

(仮称)大崎口腔保健センター構想

基本的機能

- ・休日歯科診療
- ・在宅訪問歯科診療
- ・地域住民の歯科保健に対する生涯学習施設(歯科フォーラム、歯科健康講話、デンタルライブラリー、高齢者歯科講座等)
- ・ライフサイクルに応じた歯科保健事業展開(母子・学校成人、そして老人までの一貫した歯科保健事業の確立)
- ・研修施設(行政・学校・介護保険等の関係機関、及びかかりつけ歯科医の研修等)
- ・8020運動の地域住民への発信基地

次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

記

1．開催日時

平成17年10月 日（ ）
午後 時から

2．開催場所

宮城県古川合同庁舎 階 会議室

第4回 新市の医療体制に係る専門小委員会

テーマ 救急医療機能・体制の整備について

資料編

資料1	休日・夜間診療及び平日夜間診療の現状	1
資料2	二次救急医療体制の現状	7
資料3	大崎地区における救急患者の状況	8
資料4	古川市立病院救命救急センターの運営状況	13
資料5	古川市立病院救命救急センターの経営状況	20
資料6	宮城県内における急患センターの状況	24
資料7	財政支援の現状	27
資料8	休日歯科診療の現状	34
資料9	宮城県地域保健医療計画より(一部抜粋)	36

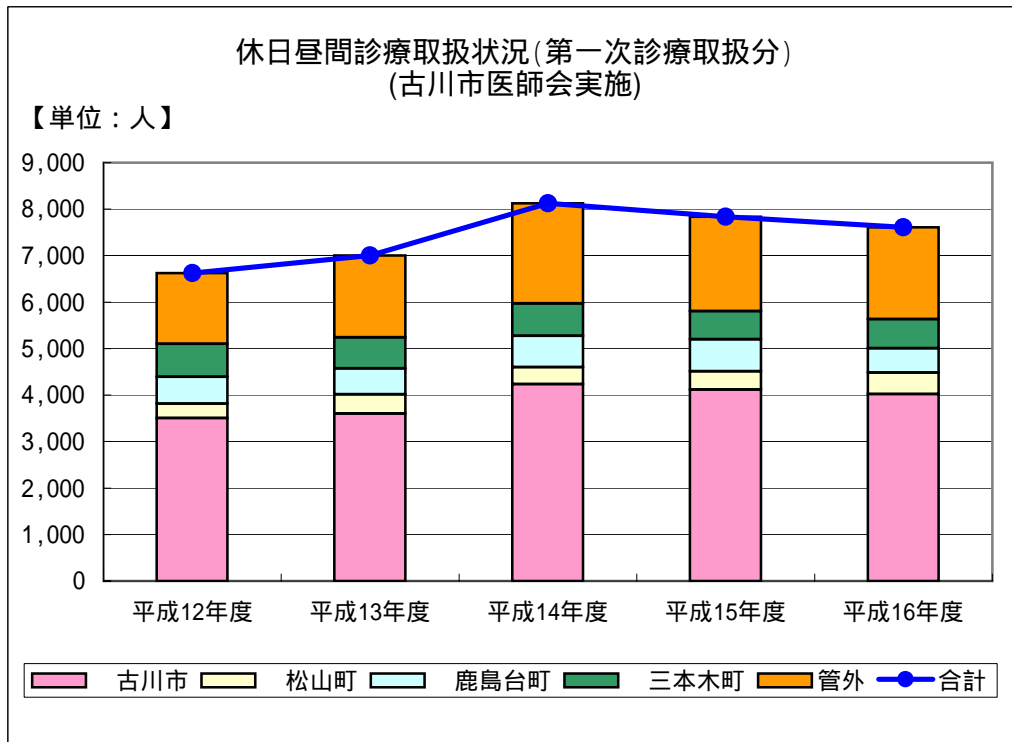
大崎圏域における平日夜間・休日診療の状況

1. 古川・志田地区：休日診療地区別患者状況（第一次診療取扱分）
 （古川市医師会：8病院・36診療所で実施）

【単位：人】

地区	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
管内					
古川市	3,503	3,604	4,236	4,115	4,020
松山町	311	413	364	396	462
鹿島台町	581	555	672	691	527
三本木町	710	666	698	603	622
管内計	5,105	5,238	5,970	5,805	5,631
管外	1,518	1,766	2,156	2,030	1,977
合計	6,623	7,004	8,126	7,835	7,608

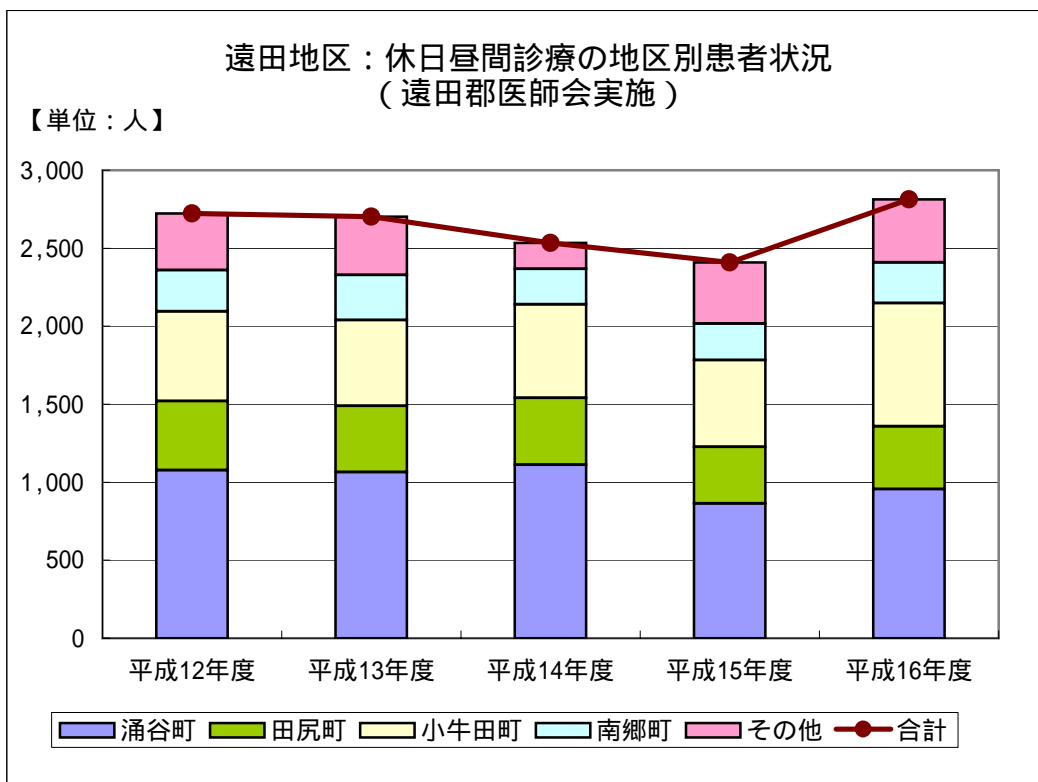
古川市・三本木町 8：30～17：30
 松山町・鹿島台町 8：30～翌8：30



2. 遠田地区：休日昼間診療地区別患者状況（遠田郡医師会実施）

【単位：人】

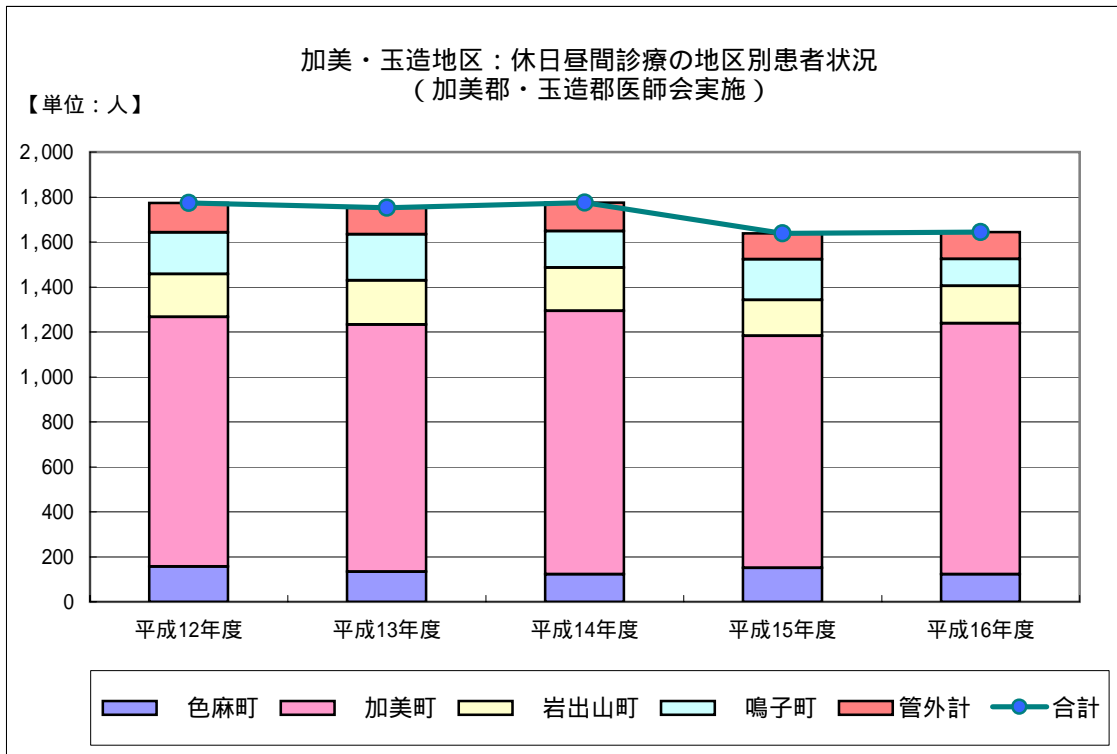
地区	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
涌谷町	1,077	1,065	1,112	864	956
田尻町	444	425	430	363	403
小牛田町	574	550	598	556	789
南郷町	264	288	228	234	261
その他	365	374	167	392	405
合計	2,724	2,702	2,535	2,409	2,814



3. 加美・玉造地区：休日昼間診療地区別患者状況（加美郡・玉造郡医師会実施）

【単位：人】

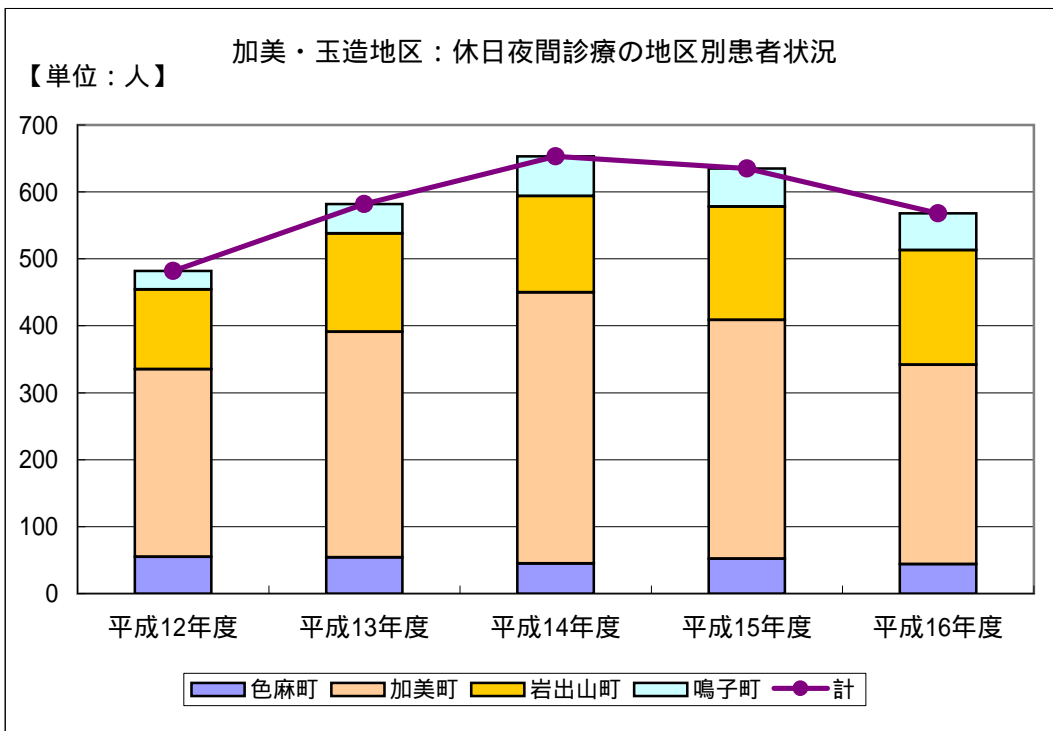
地区	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
管内					
色麻町	157	134	122	151	123
加美町	1,110	1,099	1,172	1,032	1,115
岩出山町	190	196	192	160	167
鳴子町	185	205	162	180	119
管内計	1,642	1,634	1,648	1,523	1,524
管外					
古川	34	40	43	28	-
古川外	16	11	15	14	-
仙台	31	27	25	21	-
仙台外	25	22	19	28	-
県外	26	19	25	25	-
管外計	132	119	127	116	120
合計	1,774	1,753	1,775	1,639	1,644



4. 加美・玉造地区：休日夜間診療地区別患者状況（古川市医師会にて受託）

【単位：人】

地区	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
色麻町	55	54	45	52	44
加美町	280	337	405	357	298
岩出山町	119	147	144	169	171
鳴子町	28	44	59	57	55
計	482	582	653	635	568

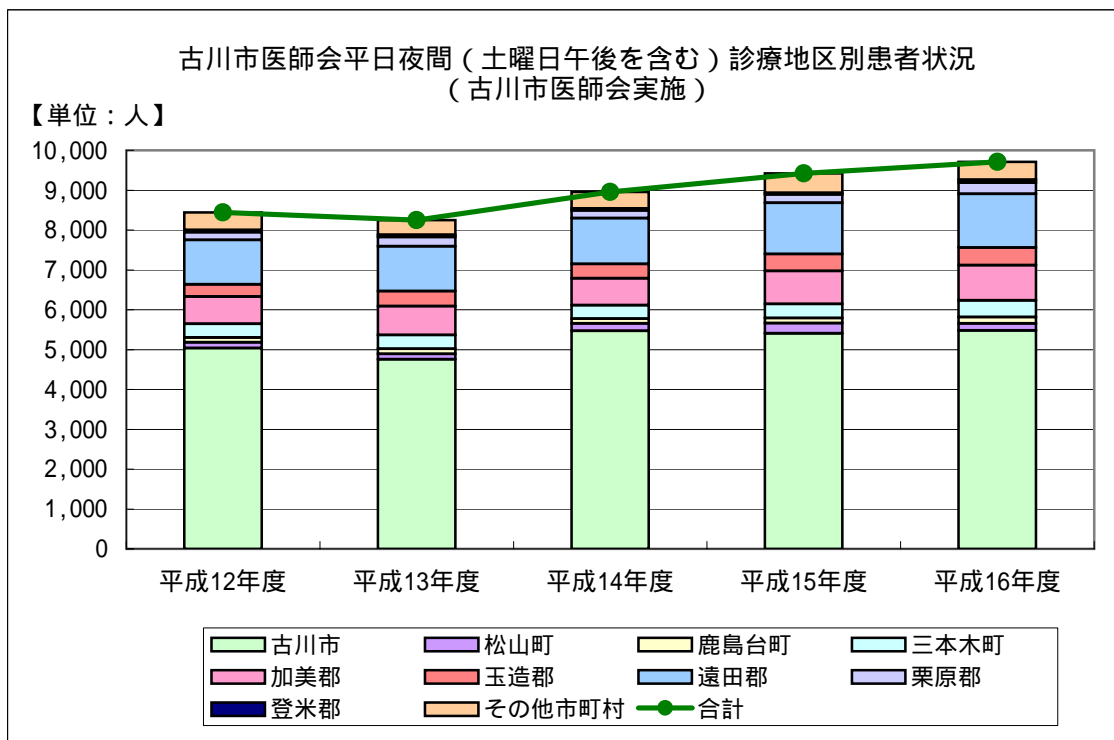


5. 古川・志田地区：平日夜間（土曜日午後含む）診療地区別患者状況
 （古川市医師会：8病院・1診療所で実施）

【古川方式】

【単位：人】

地区	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
管内					
古川市	5034	4756	5467	5406	5475
松山町	145	138	185	256	181
鹿島台町	123	130	125	133	161
三本木町	347	344	334	350	413
管内計	5,649	5,368	6,111	6,145	6,230
管外					
加美郡	682	722	679	825	885
加美町	600	628	591	705	760
色麻町	82	94	88	120	125
玉造郡	306	379	360	429	447
岩出山町	244	294	279	337	341
鳴子町	62	85	81	92	106
遠田郡	1,115	1,120	1,146	1,283	1,346
涌谷町	93	106	120	146	150
田尻町	394	439	392	482	513
小牛田町	598	540	609	627	651
南郷町	30	35	25	28	32
栗原郡	195	235	191	210	281
登米郡	51	52	54	40	76
その他市町村	442	372	414	489	442
小計	2,791	2,880	2,844	3,276	3,477
合計	8,440	8,248	8,955	9,421	9,707



6. 大崎圏域における平日夜間・休日診療の現状

	区分	平日夜間 (土曜午後含む)	休日昼間	休日夜間
古川・志田地区	一次診療	A	A	A
	二次診療	A	・A	・A

	区分	平日夜間 (土曜午後含む)	休日昼間	休日夜間
加美・玉造地区	一次診療		B	A
	二次診療			

	区分	平日夜間 (土曜午後含む)	休日昼間	休日夜間
遠田地区	一次診療		C	
	二次診療			


【凡例】

A：古川市医師会にて実施

B：加美郡・玉造郡医師会にて実施

C：遠田郡医師会にて実施

：大崎地区病院群輪番制を実施

 の箇所は未実施

大崎圏域における二次救急医療体制の状況（平成16年度実績）

病院群輪番制(大崎地区)

参加病院数	16
年間実施日数	365日
実施体制	通年昼間、夜間

年間実施日数	71日
実施体制	休日昼間及び夜間
1日当番病院数	内科系と外科系の2病院による輪番

区分	入院	外来	計
総数	466	5,674	6,140
診療科目別			
内科	267	2,253	2,520
外科	125	1,498	1,623
小児科	23	1,569	1,592
整形外科	7	119	126
その他	44	235	279
救急車	230	356	586
三次医療機関転送	28		

病院群輪番制(古川地区単独)

参加病院数	8
年間実施日数	365日
実施体制	通年昼間、夜間

年間実施日数	71日
実施体制	休日昼間及び夜間
1日当番病院数	内科系と外科系の2病院による輪番

区分	入院	外来	計
総数	445	5,361	5,806
診療科目別			
内科	253	2,096	2,349
外科	140	1,579	1,719
小児科	22	1,507	1,529
整形外科			
その他	30	179	209

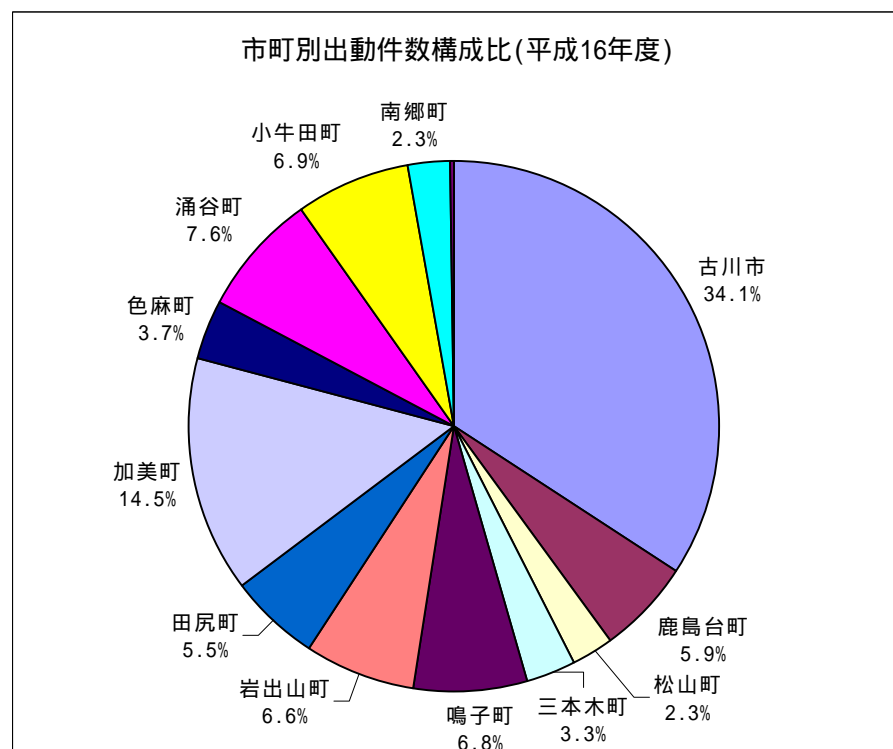
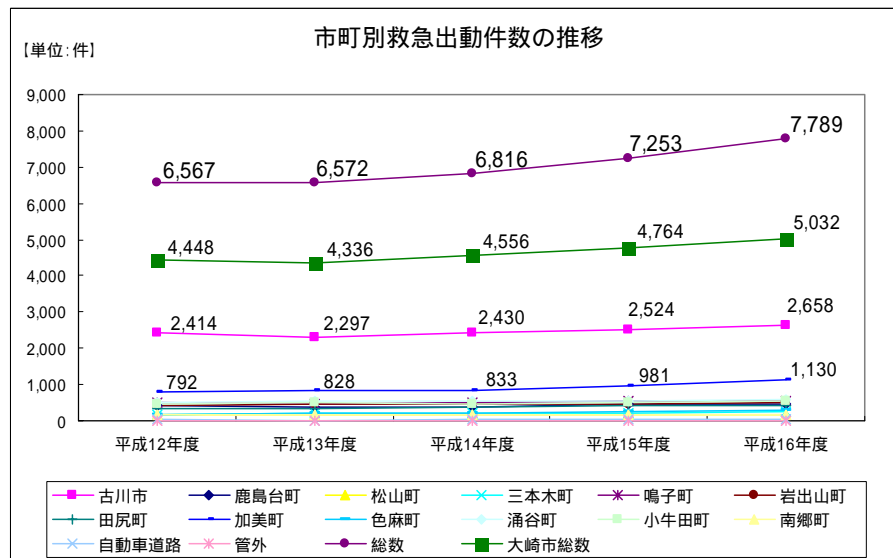
大崎管内における救急業務の実施状況

(1) 市町別救急出動件数の推移

市町別に救急出動件数（患者発生状況）について、平成16年度をみると、古川市が2,658件と最も多く、次いで加美町が1,130件、涌谷町、小牛田町、鳴子町、岩出山町の順となっている。

新市（大崎市）では、平成16年度が5,032件と全体の約65%を占めており、また最も少ない平成13年度の4,336件に比べ約700件増加している。

今後も世帯数の増加や住民の高齢化が進むことから、救急件数、搬送人員ともに増加するものと予想される。



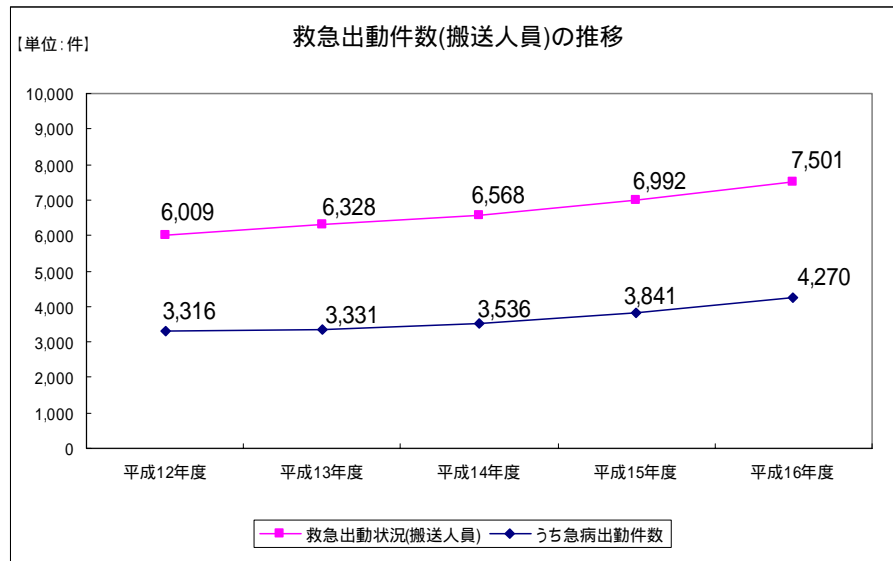
注：加美町の平成14年度以前は、旧中新田町・旧小野田町・旧宮崎町の合計値

(2) 救急出動件数の推移

救急出動件数(搬送人員)の過去5年間の推移をみると、平成12年度の6,009件に対し、平成16年度が7,501件と約1,500件も増加している。

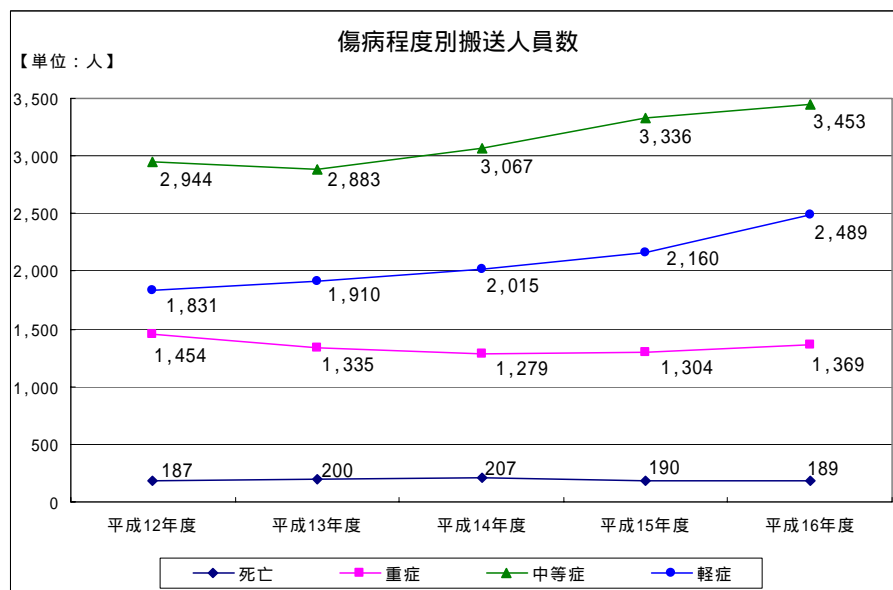
これは1日平均で約21件(67分に1件)の割合で救急隊が出動し、管内の約30人に一人が救急隊により搬送されたことになる。

またその半数近くが急病によるものであり、これも出動件数と同様に増加傾向にある。平成16年度で4,270人と5年間で約1,000人増加している。



(3) 傷病程度別搬送人員の構成

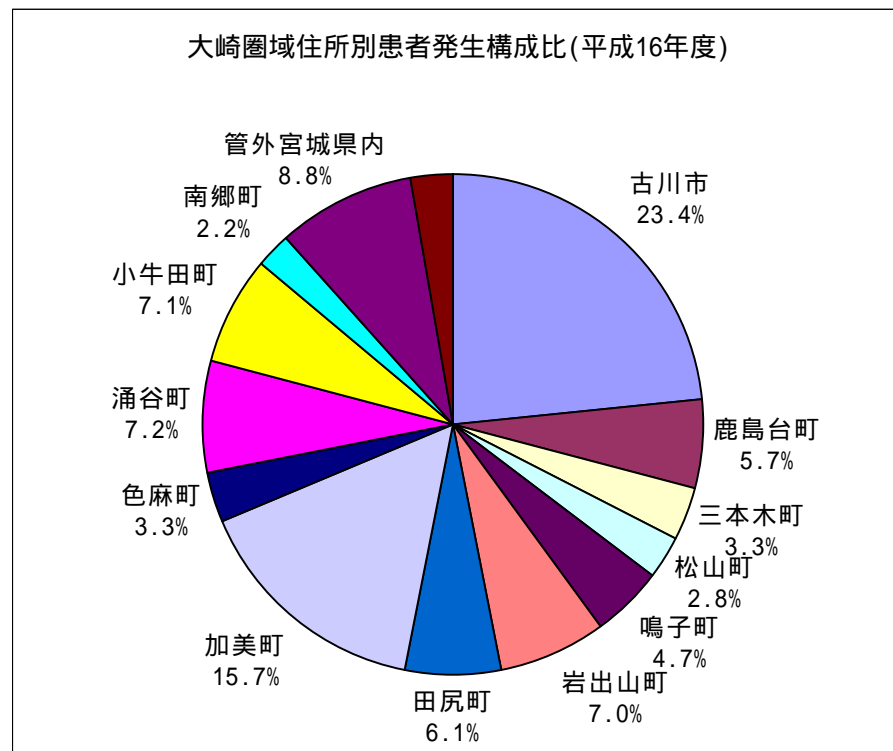
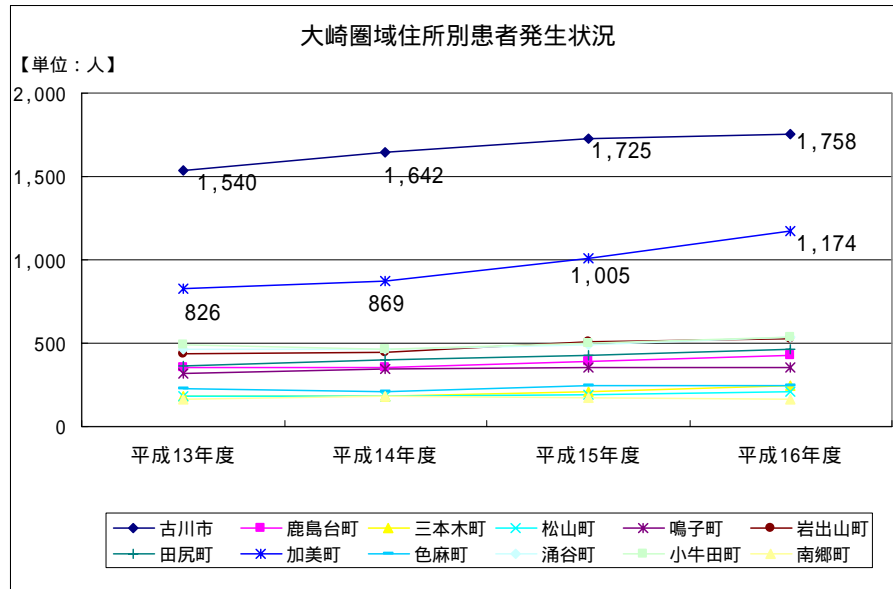
搬送人員を傷病程度別にみると、中等症が最も多く、平成16年度3,453人、次いで軽症が2,489人となっており、5年間の推移をみると中等症と軽症の患者が増加傾向にある。



(4) 大崎圏域住所別患者の推移

大崎圏域の住所別患者発生状況について、平成16年度をみると、古川市が1,758件と最も多く、次いで加美町が1,174件、管外宮城県が659件、涌谷町、小牛田町の順となっている。また最も高い増加傾向にあるのは加美町となっている。

新市（大崎市）では、平成16年度が3,977件と全体の約53%を占めており、過去4年間でみると、ほぼ同数で推移している。



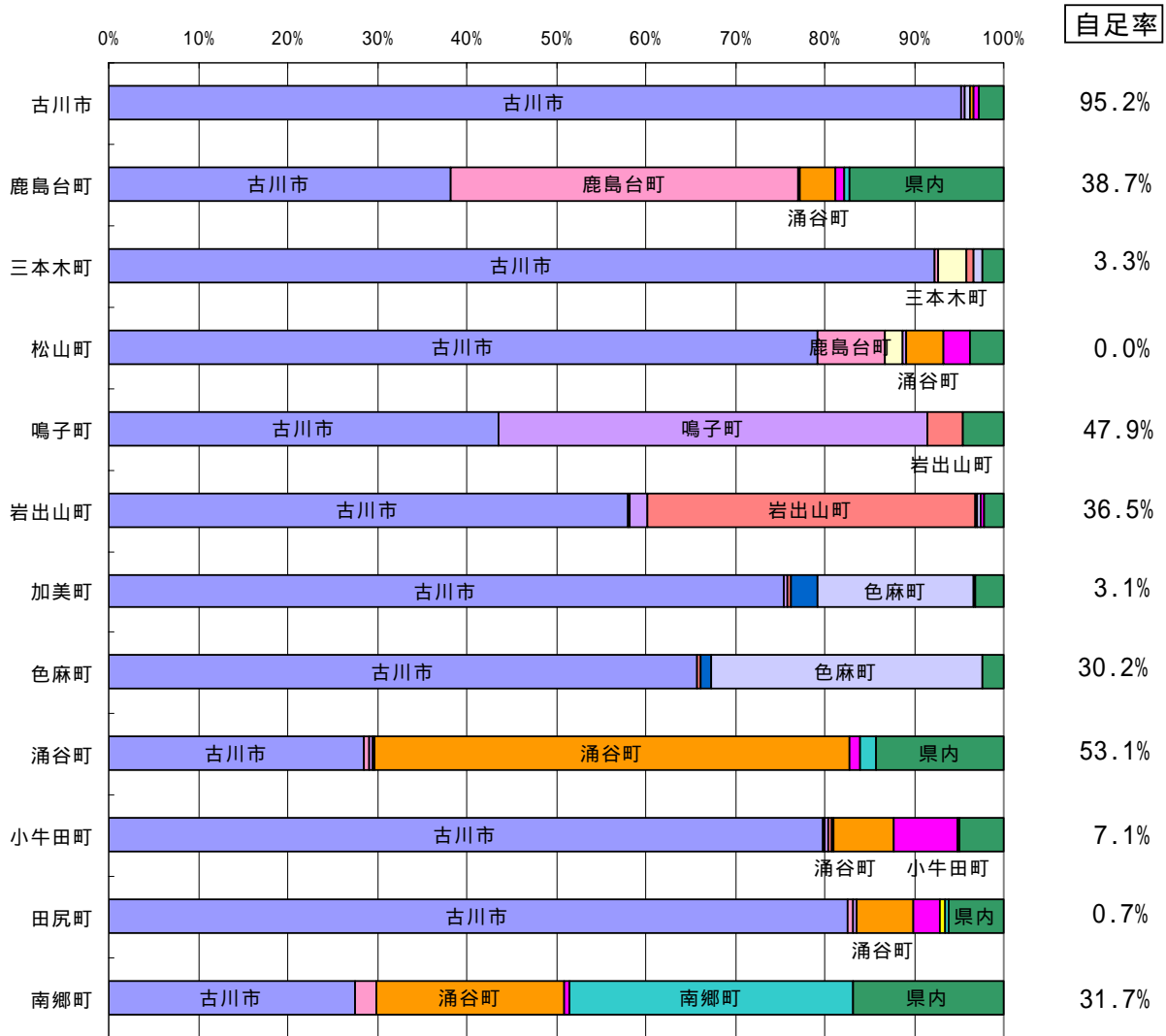
注：加美町の平成14年度以前は、旧中新田町・旧小野田町・旧宮崎町の合計値

(5) 大崎圏域各市町の自足率

平成16年度における救急患者の自足率を市町別にみると、古川市が95.2%と最も高く、次いで涌谷町の53.1%、鳴子町の47.9%、鹿島台町の38.7%の順になっている。

反対に自足率を低い順でみると、松山町が0.0%と最も低く、次いで田尻町の0.7%、加美町の3.1%、三本木町の3.3%の順になっている。

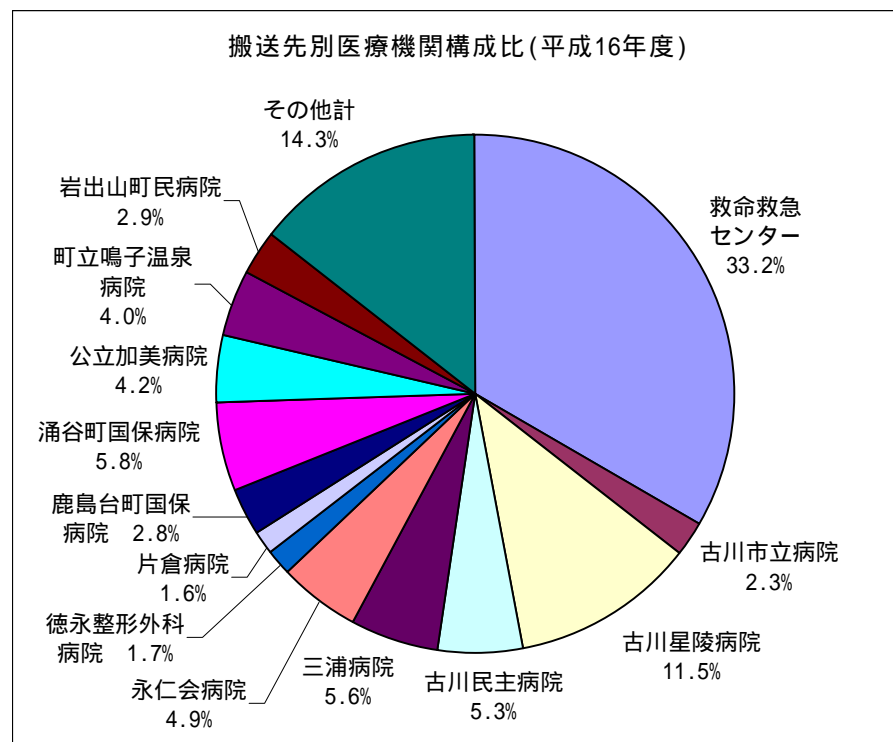
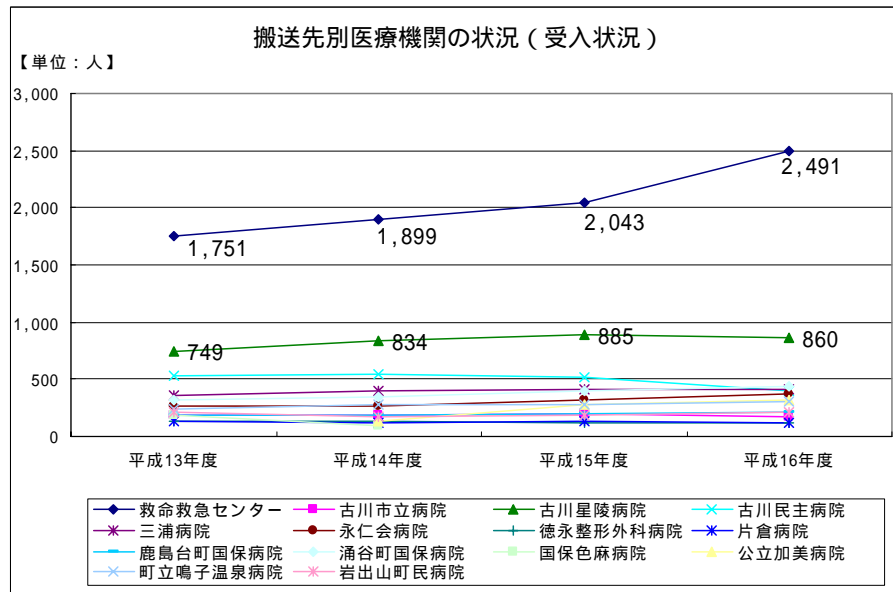
市町別救急車利用患者の搬送地（平成16年度）



(6) 搬送先別医療機関の状況

患者の搬送先医療機関別の状況について、平成 16 年度をみると、古川市立病院救命救急センターが 2,491 件と最も多く、次いで古川星陵病院が 860 件、涌谷町国保病院、三浦病院の順となっている。

また、古川市立病院救命救急センターが全体の約 33%を占めており、さらに増加傾向にある。



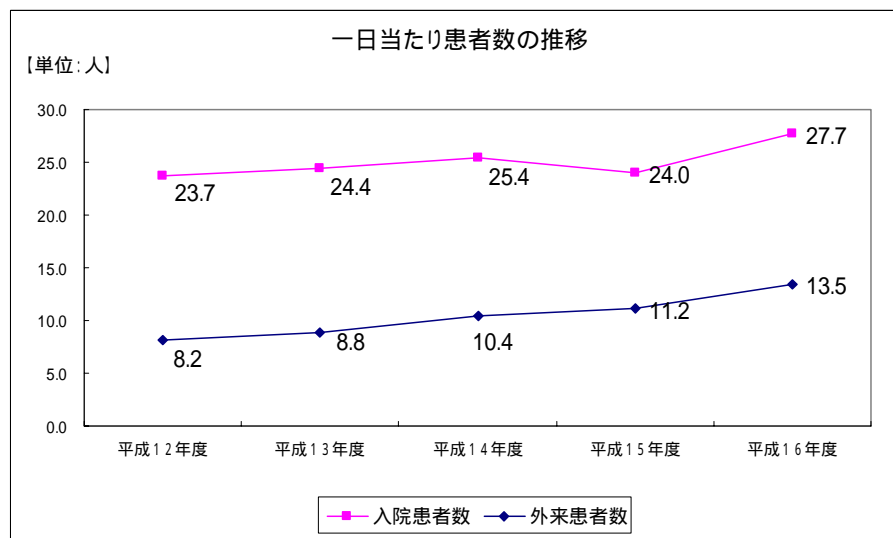
古川市立病院救命救急センターの運営状況

(1) 患者数の推移

一日当たり患者数を入院・外来別にみると、入院患者は平成16年度で27.7人となっており、平成15年度に若干減少したが、5年間でみると増加傾向にある。

外来患者数は、平成12年度の8.2人に対し、平成16年度が13.5人となっており、5.3人も増加している。

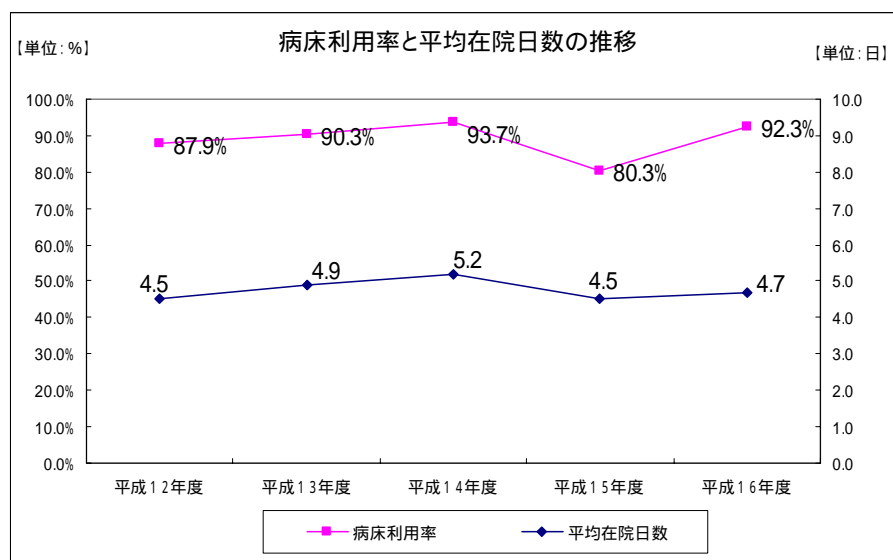
このことから、入院及び外来患者ともに、今後も増加していくことが予想される。



(2) 病床利用率と平均在院日数の推移

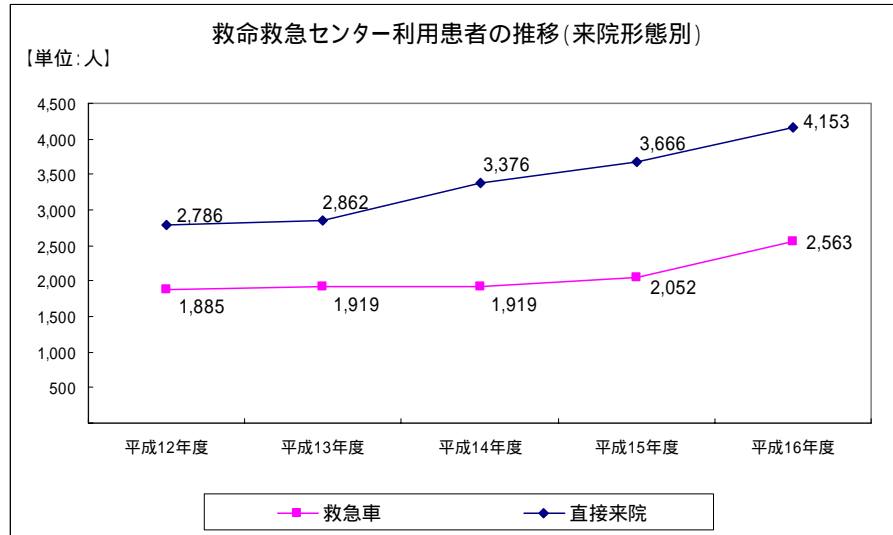
病床利用率は、平成14年度の93.7%が最も高く、平成15年度に80.3%と大きく減少していたが、平成16年度で92.3%となっており、稼働状況はよいと判断できる。

平均在院日数は、平成14年度が5.2日と最も長くなっているが、5年間をみると概ね5.0日程度で今後も推移するものと予想される。



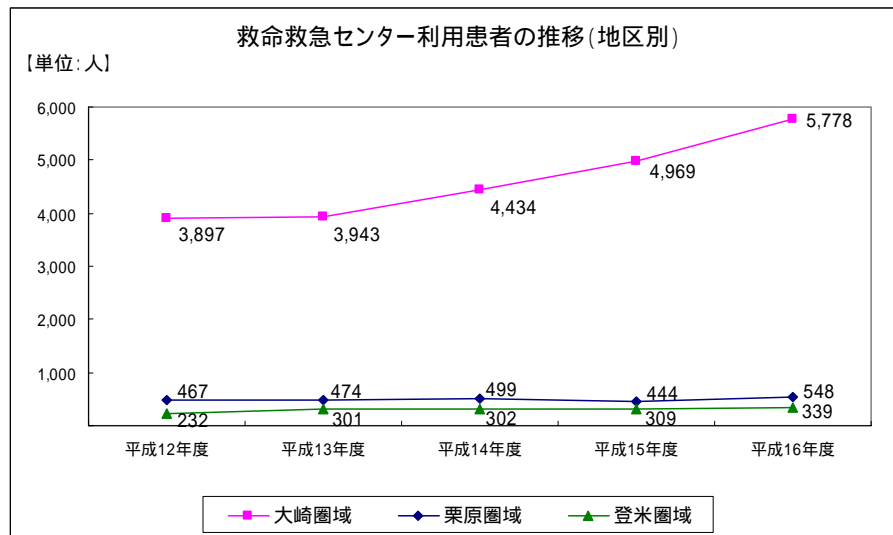
(3) 来院形態別患者数の推移

来院形態別にみると救急車による搬送、直接来院ともに増加傾向にあるが、平成16年度の救急車による搬送件数が2,563人となっており、前年に比べ約500人と大きく増加している。



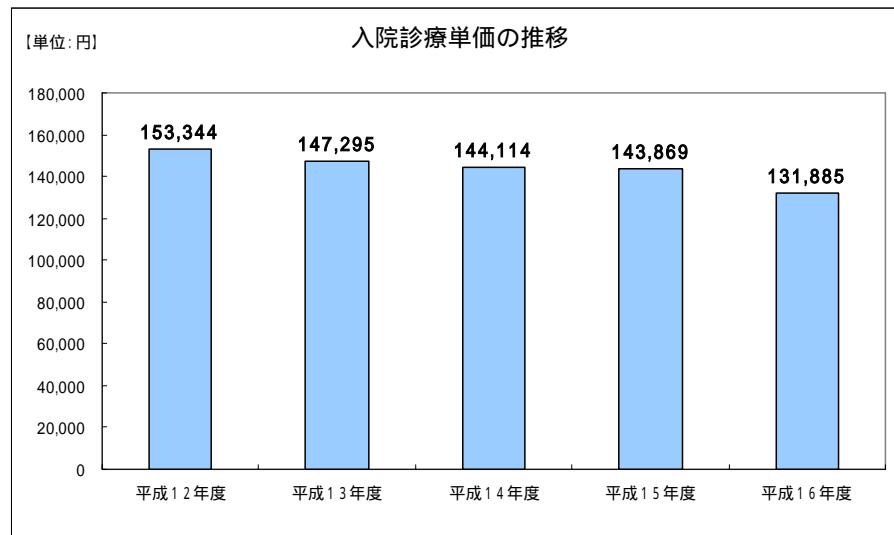
(4) 地区別患者数の推移

地区別にみると大崎圏域が最も多く、平成16年度で5,778人となっており、前年に比べ約800人増加している。また他の圏域と比べ、著しい増加傾向にある。



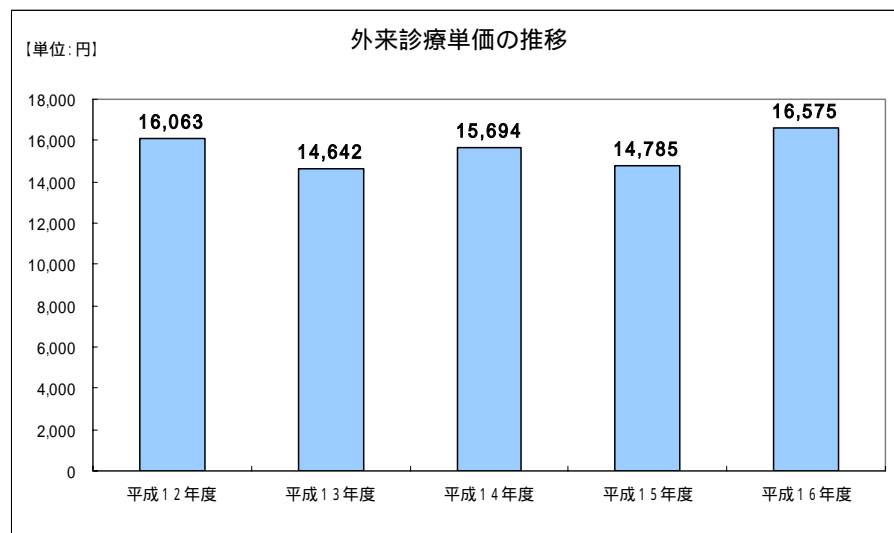
(5) 入院診療単価の推移

患者一人あたりの入院診療収益は、5年間をみると減少傾向にあり、平成12年度の153,344円に対し、平成16年度が131,885円と約20,000円の減少となっている。



(6) 外来診療単価の推移

患者一人あたりの外来診療収益は、5年間をみると各年で約2,000円程度のバラつきがみられるが、平成16年度が16,575円と最も高くなっている。

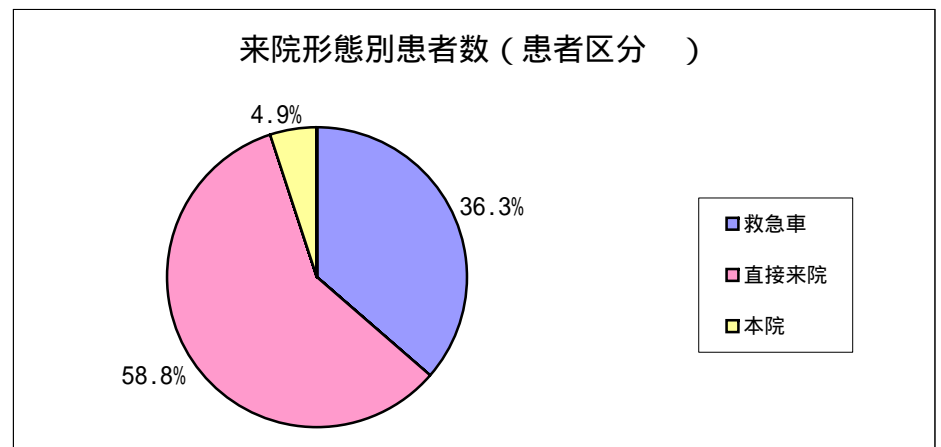
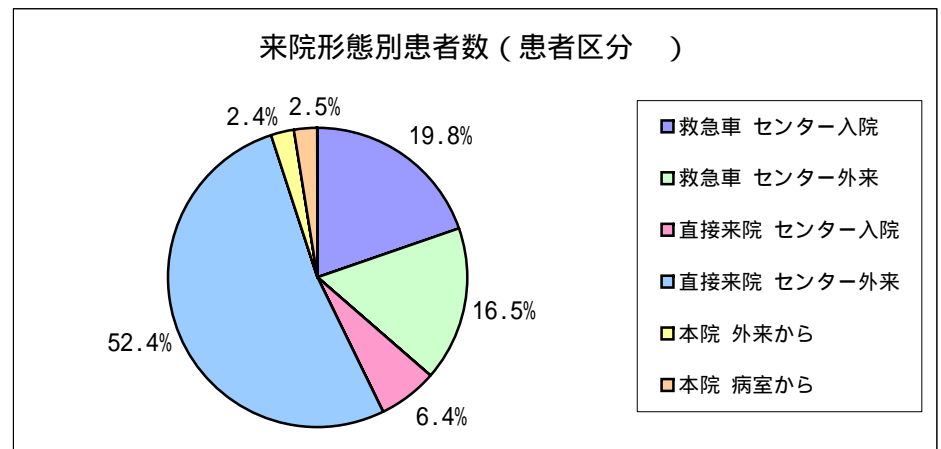


《参考》救命救急センター統計患者構成比（平成16年度実績）

【来院形態別】

【単位：人】

区 分		患者数	患者区分	患者区分	
救 急 車	センター 入 院	古 川 市	295	1,399	2,563
		県北医療圏	1,016		
		その他県内	65		
		県 外	23		
	センター 外 来	古 川 市	396	1,164	
		県北医療圏	674		
その他県内		56			
直 接 来 院	センター 入 院	古 川 市	142	453	4,153
		県北医療圏	295		
		その他県内	12		
		県 外	4		
	センター 外 来	古 川 市	1,541	3,700	
		県北医療圏	1,969		
		その他県内	131		
		県 外	59		
本 院	外来から	古 川 市	56	173	349
		県北医療圏	113		
		その他県内	4		
		県 外	0		
	病室から	古 川 市	34	176	
		県北医療圏	134		
その他県内		8			
合 計		7,065	7,065	7,065	



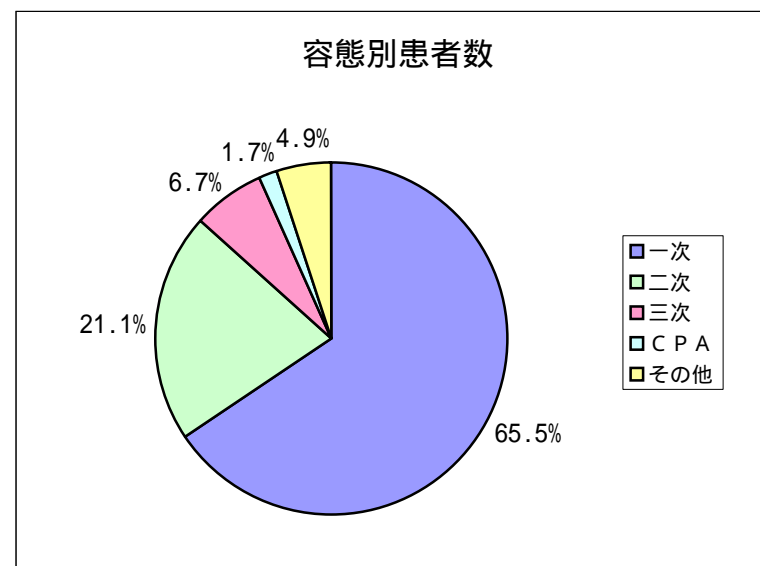
【患者容態別】

【単位：人】

区 分		患者数	
センター入院患者	救急車	一次	11
		二次	965
		三次	417
		C P A	6
	直接来院	一次	8
		二次	410
		三次	35
		C P A	0
本院	外来よりセンター入院	121	
	病室よりセンター転棟	176	
センター外来患者	救急車	一次	961
		二次	68
		三次	19
		C P A	116
	直接来院	一次	3,650
		二次	45
		三次	5
		C P A	0
本院	外来よりセンター外来へ	52	
	病室よりセンター外来へ	0	
合 計		7,065	

容態別集計

区分	患者数
一次	4,630
二次	1,488
三次	476
C P A	122
その他	349
合計	7,065

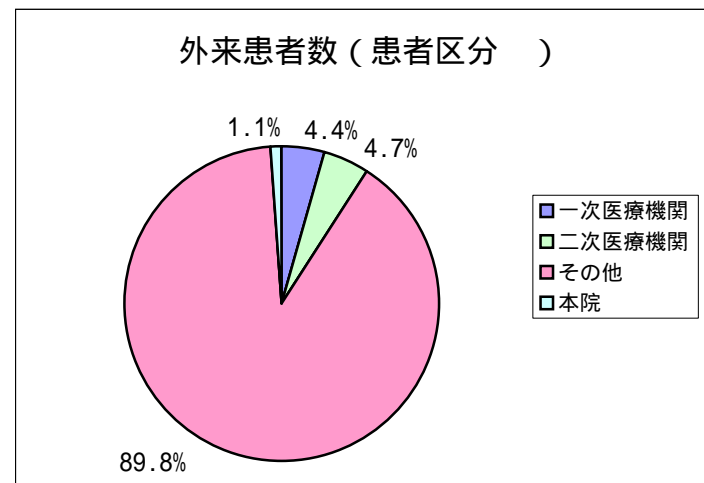
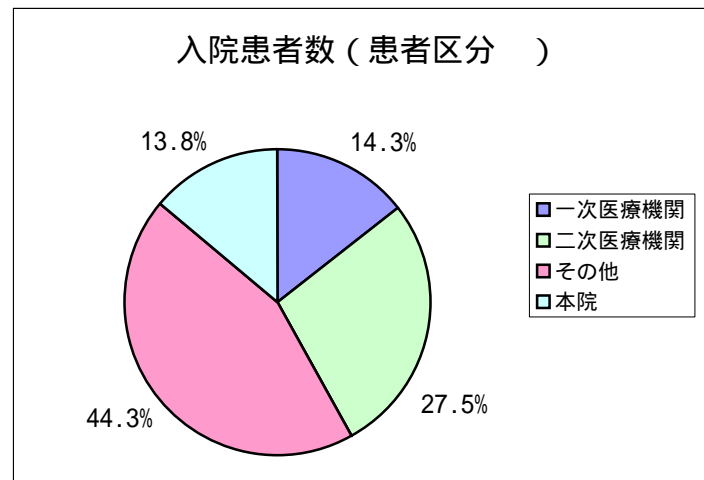


CPA：(Cardio Pulmonary Arrest)
心肺機能停止患者。患者が病院に到着した時点では、まだ蘇生する可能性が残されている状態で、到着時死亡ではない。

【収容手段別】

【単位：人】

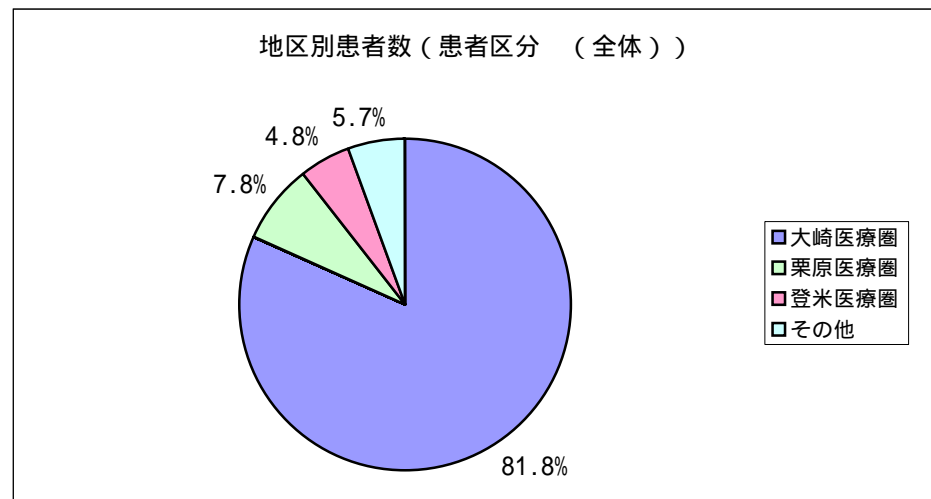
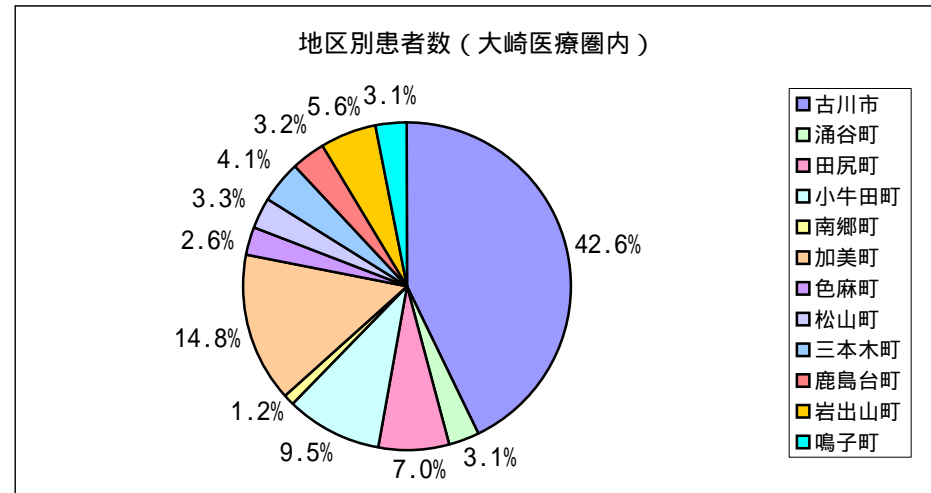
区 分		患者数	患者区分	患者区分
入 院	一次医療機関	救 急 車	199	308
		直 接 来 院	109	
	二次医療機関	救 急 車	543	591
		直 接 来 院	48	
	そ の 他	救 急 車	657	953
		直 接 来 院	296	
本 院		297	297	2,149
外 来	一次医療機関	救 急 車	69	215
		直 接 来 院	146	
	二次医療機関	救 急 車	112	232
		直 接 来 院	120	
	そ の 他	救 急 車	983	4,417
		直 接 来 院	3,434	
本 院		52	52	4,916
合 計		7,065	7,065	7,065



【地区別】

【単位：人】

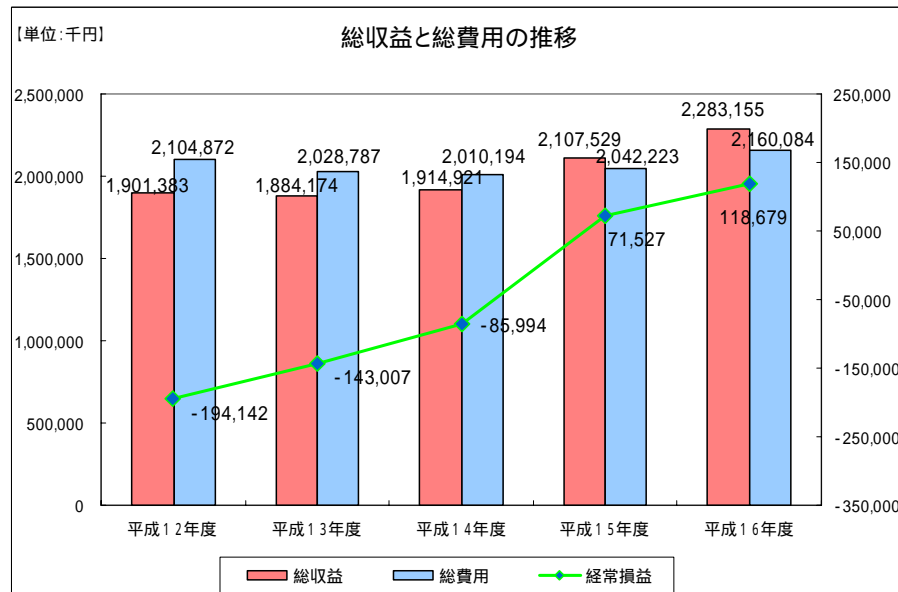
区 分	患者数	患者区分
大崎医療圏	古 川 市	2,464
	涌 谷 町	180
	田 尻 町	402
	小 牛 田 町	549
	南 郷 町	67
	加 美 町	854
	色 麻 町	148
	松 山 町	189
	三 本 木 町	237
	鹿 島 台 町	186
	岩 出 山 町	321
	鳴 子 町	181
栗 原 医 療 圏	548	548
登 米 医 療 圏	339	339
そ の 他	そ の 他 県 内	276
	そ の 他 県 外	124
合 計	7,065	7,065



古川市立病院救命救急センターの経営状況

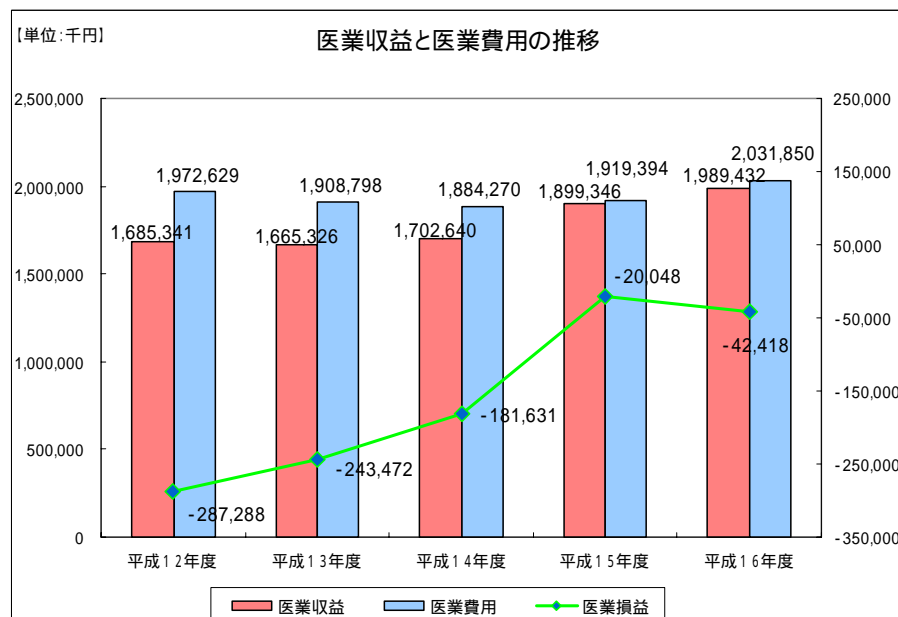
(1) 総収益と総費用の推移 平成 16 年度は決算見込額(以下同)

総収益及び総費用ともに増加傾向にあり、平成 15 年度には総収益が総費用を上回り、さらに経常利益が 71,527 千円となっている。これは平成 15 年度及び平成 16 年度の二ヶ年に限り、過去の欠損金に対する補填分として、古川市及び圏域町村からの財政支援があったことに起因する。



(2) 医業収益と医業費用の推移

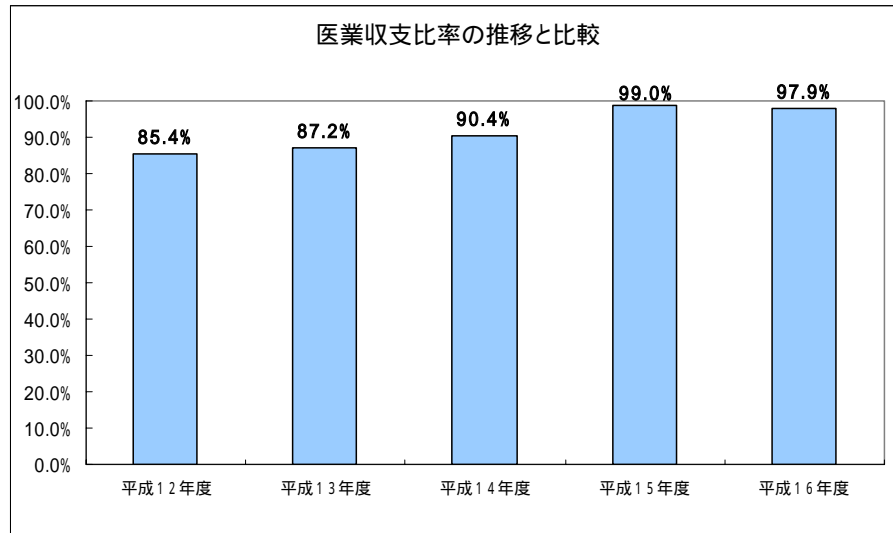
医業収益及び医業費用ともに増加傾向にあるが、平成 15 年度まで良化傾向にあった医業損失が、平成 16 年度で 42,418 千円となっており、前年に比べ若干悪化している。



(3) 医業収支比率及び医業収益に対する費用比率の推移と比較

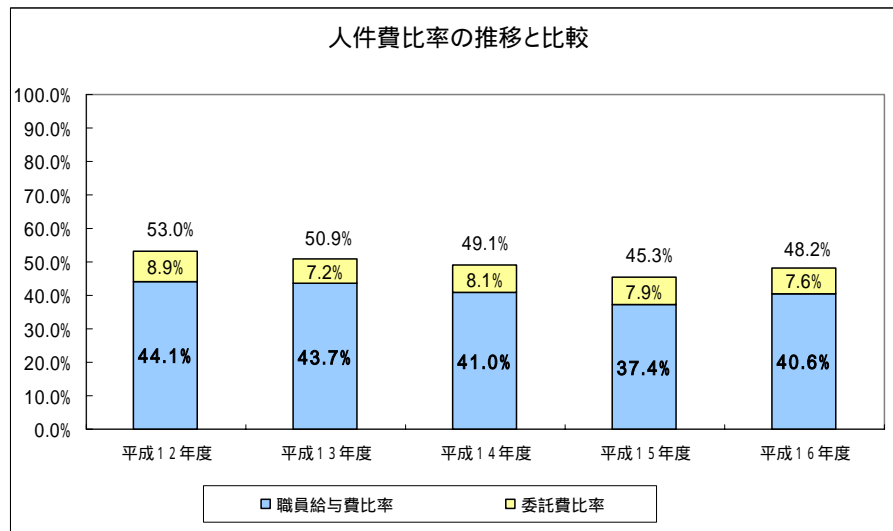
1) 医業収支比率の推移と比較

医業収支比率は、平成 15 年度が最も高く 99.0%と前年と比べ、約 8.6 ポイントも良化している。また、平成 16 年度も 97.9%と高い水準にあるが、これも前述した欠損金負担金の増によるものである。



2) 人件費比率の推移と比較

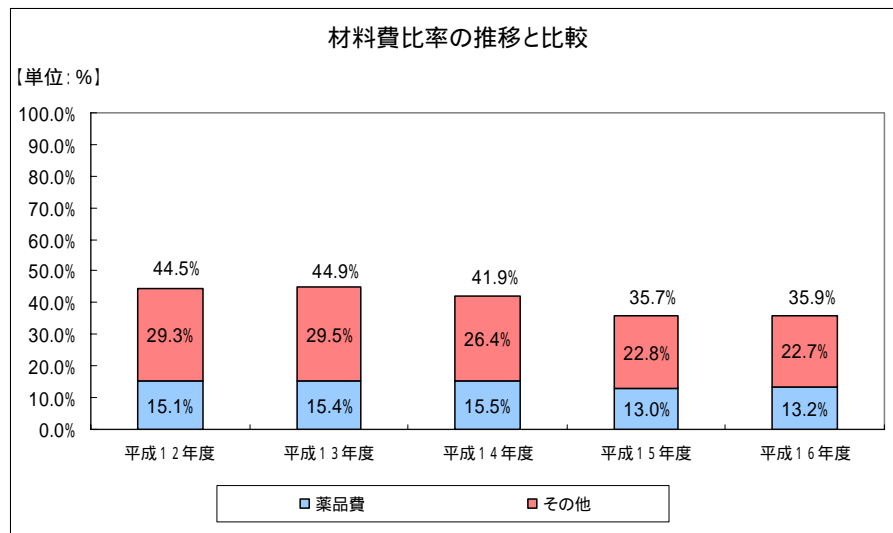
人件費比率は、平成 15 年度が 37.4%と最も低く、平成 16 年度に 40.6%と若干増加しているが、一般的指標である 50.0%を大きく下回っており、本院同様に経営的にみて、きわめて良好な状態であるといえるが、これも前述した欠損金負担金の増により、分母となる医業収益が増加したことで一時的に改善したに過ぎない。



救命救急センターの収支決算は、事業全体の収支を協定に従い、実額若しくは按分等の手法を用い、便宜的に行っているものである。人件費に関しては開設以来、予め定めた医師・看護師数分を固定費的費用として計上していることから、医業収益が増加すると必然的に下がる仕組みである。

3) 材料費比率の推移と比較

材料費比率は、平成 16 年度で 35.9%と前年に比べ若干増加しているが、過去 5 年間を通してみると、全体的に減少傾向にある。

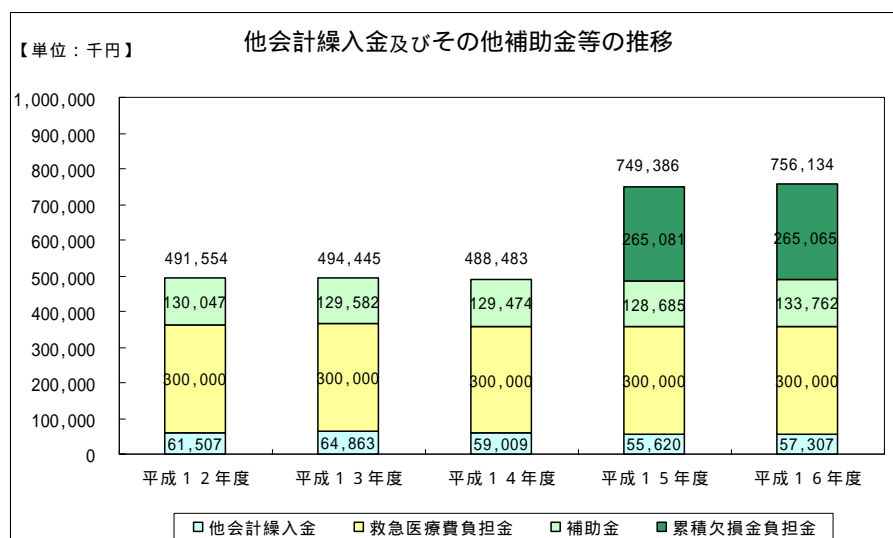


(4) 繰入金の推移

他会計繰入金は、60,000 千円前後でほぼ同額で推移し、救急医療費負担金は 300,000 千円と同額で推移している。

但し、全体額でみると平成 15 年度及び平成 16 年度に大幅に増加しており、これは累積欠損金補填のために自治体負担金が新たに計上されたためである。

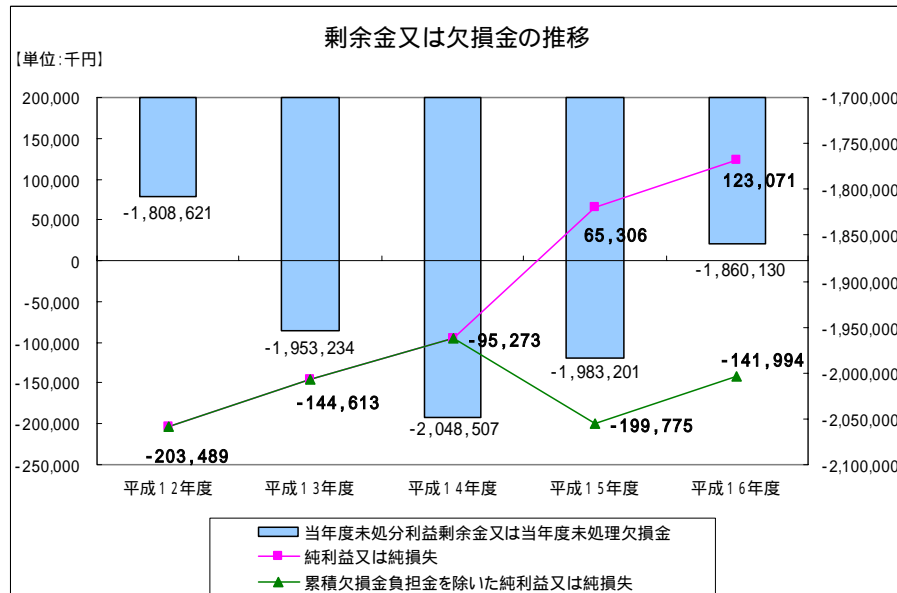
平成 15 年度の 265,081 千円、平成 16 年度の 265,065 千円が欠損金負担金である。



(5) 剰余金又は欠損金の推移

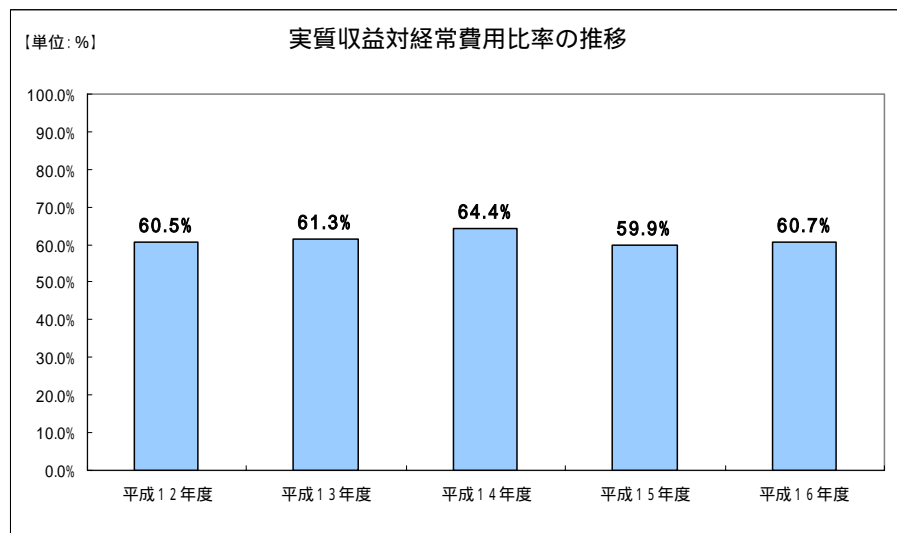
剰余金又は欠損金については、平成14年度までは累積欠損金が増加傾向にあったが、平成15年度の純損益が黒字となったため、1,983,201千円と若干減少している。

また、平成15年度より純利益が発生しているが、これも前述している累積欠損金負担額が計上されたことによるものである。



(6) 実質収益対経常費用比率の推移 (経常利益 - 他会計繰入金) / 経常費用 × 100

実質収益対経常費用比率については、5年間をみるとほぼ同比率であるが、平成14年度が64.4%と最も高く、平成16年度では60.7%となっている。



宮城県内の休日夜間急患センターの配置状況



休日夜間急患センターの状況

1. 国庫補助を受けて設置した休日夜間急患センター

施設名	所在地	開設者	人口区分	対象人口 (千人)	運営形態	医師確保状況	実施 診療科	診療体制				延患者数(人)		1日平均従事者 数(人)	専用 病床数 (床)	備考
								休日 A	休日 B	休日 C	その他	うち2 次・3次 救急医療 施設への 転送患者 数(人)	うち 1日平均 延患者 数(人)			
名取市休日夜間急患センター	名取市 下余田字鹿島4 3	市町村	5万人 ～10万人	68	公設・民営	医師会より 大学附属病院より	内科 小児科 外科	休日 A 72日 休日 B 72日 休日 C 72日 終夜 72日 その他 51日 上記以外 8日	内科 72日 小児科 80日 外科 72日 耳鼻科 72日 眼科 51日 その他 51日	6,163	115	医師 2.5 看護師 5.9 その他 4.0	0	その他は 準夜帯を 表す。		
仙台市 急患センター	仙台市若林区 舟丁64-12	市町村	10万人 以上	1,022	公設・民営	医師会より 大学附属病院より その他の病院より	内科 小児科 外科 耳鼻科 眼科 その他	休日 A 71日 休日 B 61日 休日 C 61日 終夜 365日 その他 365日 上記以外	内科 365日 小児科 365日 外科 365日 耳鼻科 71日 眼科 71日 その他 71日	19,466 25,038 6,540 2,140 1,750 1,908	1,104	医師 7 看護師 11 その他 5	0			
仙台市北部 急患診療所	仙台市青葉区 堤町1-1-2 エムズ北仙台2 F	市町村	10万人 以上	1,022	公設・民営	医師会より 大学附属病院より その他の病院より	内科 小児科 外科	休日 A 71日 休日 B 51日 休日 C 51日 終夜 365日 その他 365日 上記以外	内科 365日 小児科 173日 外科 365日 耳鼻科 71日 眼科 71日 その他 71日	7,380 7,909 2,623	250	医師 3 看護師 3 その他 4	0			

2. 1. 以外の休日夜間急患センター

施設名	所在地	開設者	人口区分	対象人口 (千人)	運営形態	医師確保状況	実施 診療科	診療体制		うち診療科別 診療日数	延患者数 (人)	うち2 次・3次 救急医療 施設への 転送患者 数(人)	1日平均従事者 数(人)	専用 病床数 (床)	備考	
								休日 A	休日 B							
東部休日診療所	仙台市宮城野区 東仙台4-1-1	その他	10万人 以上	181	民設・民営	その他	内科 小児科	休日 A 71日 休日 B 休日 C 終夜 その他 上記以外	71日 71日	内科 小児科 外科 耳鼻科 眼科 その他	71日 71日	3,375	-	医師 1 看護師 2 その他 1	0	転送患者 数につい ては統計 を作成し ていな い。
広南休日 内科小児科診療所	仙台市太白区 長町4-3-33	その他	10万人 以上	223	民設・民営	その他	内科 小児科	休日 A 71日 休日 B 休日 C 終夜 その他 上記以外	71日 71日	内科 小児科 外科 耳鼻科 眼科 その他	71日 71日	2,400	-	医師 1 看護師 2 その他 1	0	同上
泉地区休日診療所	仙台市泉区 泉中央2-24-1	その他	10万人 以上	207	民設・民営	その他	内科 小児科	休日 A 69日 休日 B 休日 C 終夜 その他 上記以外	69日 69日	内科 小児科 外科 耳鼻科 眼科 その他	69日 69日	3,916	-	医師 1 看護師 2 その他 1	0	同上
塩釜地区休日急患 診療センター	塩釜市 錦町7-10	市町村	10万人 以上	193	公設・公営	医師会より	内科 小児科	休日 A 69日 休日 B 休日 C 終夜 その他 上記以外	69日 69日	内科 小児科 外科 耳鼻科 眼科 その他	69日 69日	3,166	63	医師 2 看護師 3 その他 1	0	
石巻市夜間 急患センター	石巻市 南浜町1-7-25	市町村	10万人 以上	118	公設・公営	医師会より 大学附属病院より	内科 小児科 外科	休日 A 休日 B 休日 C 終夜 その他 上記以外	365日 365日 365日 365日	内科 小児科 外科 耳鼻科 眼科 その他	365日 365日 365日	16,108	231	医師 3 看護師 4 その他 5	13	

「診療体制」、「うち診療科別診療日数」「延患者数」及び「うち2次・3次救急医療施設への転送患者数」について平成16年度における診療実績

診療体制

休日 A : 日曜日、祝日、休日及び年末年始(12/29-1/3)の午前8時から午後6時

休日 B : 週休二日制に伴う土曜日又はその振替日の午前8時から午後6時(特定地域のみ)(祝日、休日及び年末年始を除く)

休日 C : 週休二日制に伴う土曜日又はその振替日の午前8時から午後1時又は夜間午後6時から翌日午前8時まで

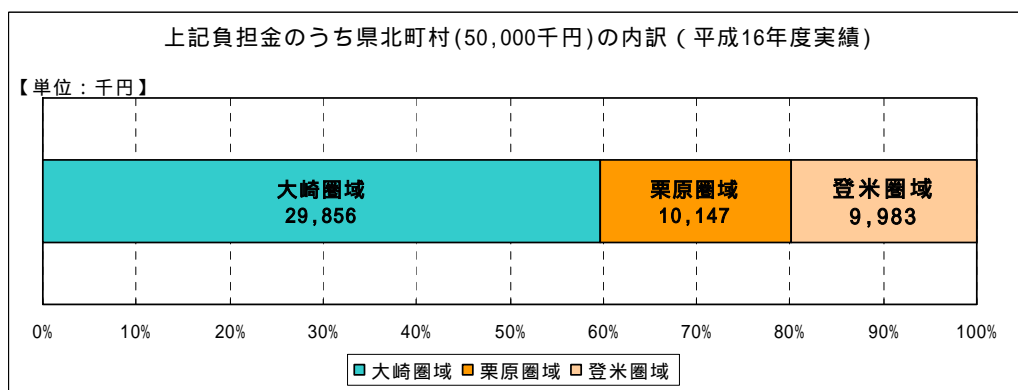
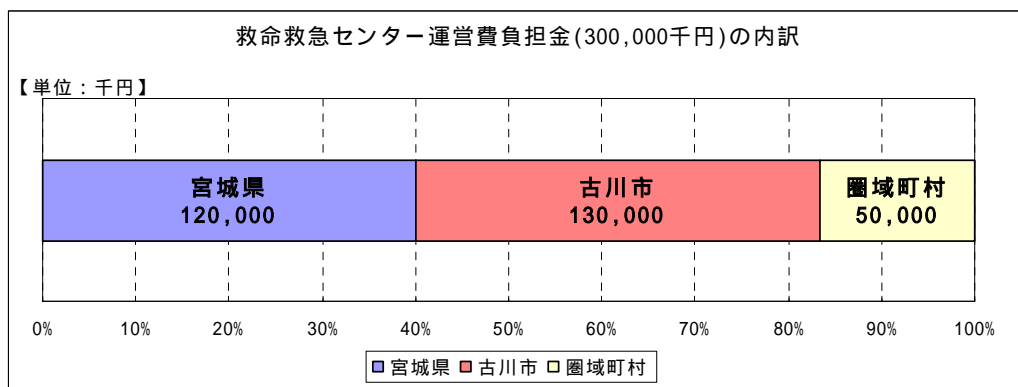
財政支援の状況

1. 古川市立病院救命救急センター

(1) 運営費負担金内訳

負担金の上限は協定書により 300,000 千円となっており、その内訳は（平成 11 年度より）宮城県が 120,000 千円、古川市が 130,000 千円、その他 50,000 千円が圏域町村（大崎圏域・栗原圏域・登米圏域）となっている。

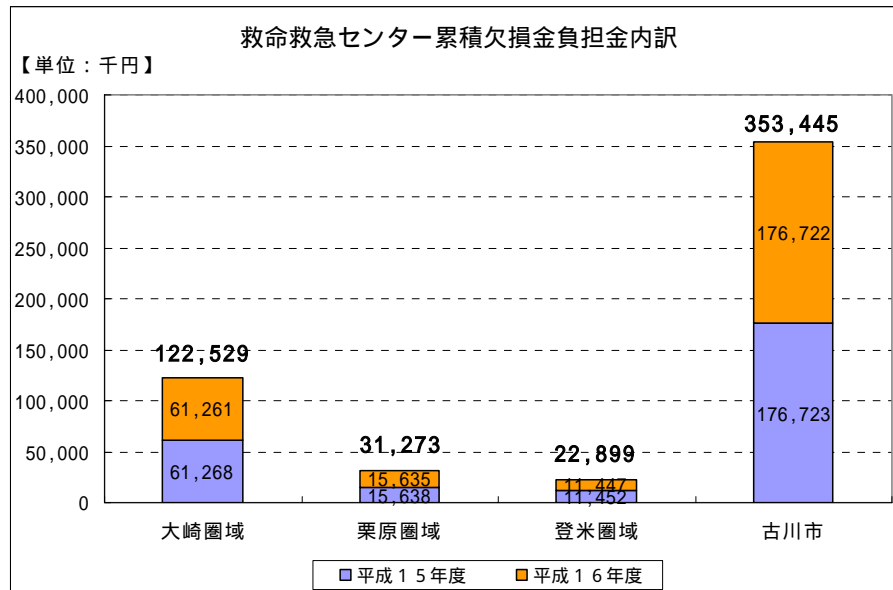
圏域町村による平成 16 年度（50,000 千円）の内訳（各市町村の負担額は、協定書に基づく算定式により算出）でみると、大崎圏域が約 60%となっており、栗原圏域・登米圏域がそれぞれ約 20%を負担している。



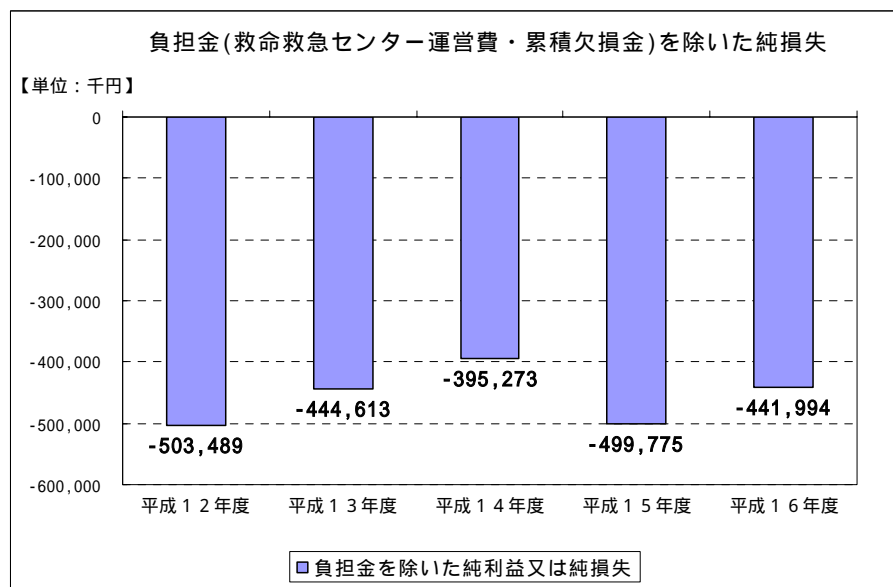
(2) 累積欠損金負担金内訳

追加負担対象額は 530,146 千円(減価償却費及び支払利息等を除いた額)で、そのうち 2/3 が古川市、1/3 が県北市町村(大崎圏域・栗原圏域・登米圏域)で、それぞれ 2 年(平成 15 年度・平成 16 年度)に分けて負担している。

各市町村の負担額は、協定書に基づく算定式により算出され、大崎圏域町村合計が 122,529 千円、栗原圏域が 31,273 千円、登米圏域が 22,899 千円、古川市が 353,445 千円となっている。



参考：下記に負担金(救命救急センター運営費負担金及び累積欠損金負担金)を除いた純損失を示す。



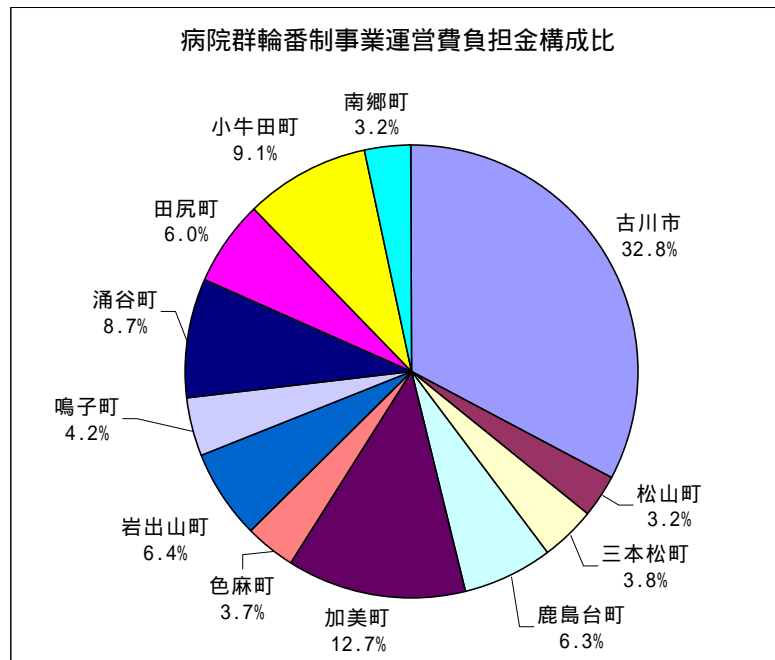
2. 大崎地区病院群輪番制運営事業に係る負担金

大崎地区病院群輪番制運営事業への負担金については、古川市が 32.8%と最も高く、次いで加美町が 12.7%となっている。(平成 14 年度～平成 16 年度は単価増減なし)

平成16年度実績

市町名	平成12年 国勢調査 人口(人)	割合	負担額 (円/年)
古川市	72,897	32.76%	7,815,000
松山町	7,072	3.18%	758,000
三本松町	8,411	3.78%	902,000
鹿島台町	14,058	6.32%	1,507,000
加美町	28,330	12.73%	3,037,000
色麻町	8,162	3.67%	875,000
岩出山町	14,169	6.37%	1,519,000
鳴子町	9,289	4.17%	996,000
涌谷町	19,313	8.68%	2,071,000
田尻町	13,417	6.03%	1,438,000
小牛田町	20,245	9.10%	2,171,000
南郷町	7,150	3.21%	767,000
合計	222,513		23,856,000

事業費： 事業費： 7 1 日 × 2 施設 × 168,000円
 負担金額： 負担金額： 事業費 × 各市町平成12年国勢調査人口 / 平成12年国勢調査人口の管内計222,513人（千円未満四捨五入）で算出



3. 休日・夜間診療及び平日夜間(土曜午後含む)診療に係る負担金

(1) 古川・志田地区休日昼夜間診療

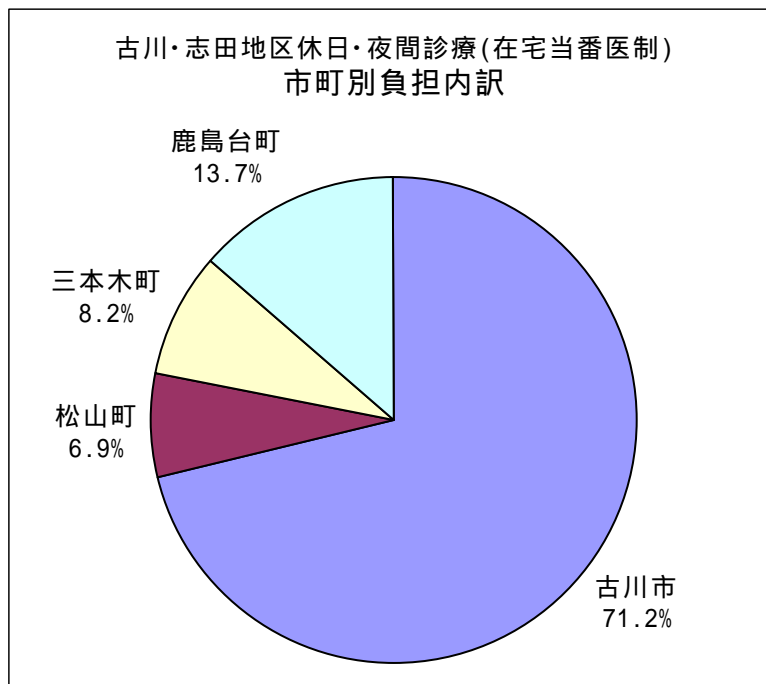
負担割合については、古川市が71.2%と最も高く、次いで鹿島台町の13.7%となっている。(平成14年度～平成16年度は単価増減なし)

平成16年度実績 【単位：円】

市町名	平成12年 国勢調査 人口(人)	割合	負担額
古川市	72,897	71.2%	23,956,400
松山町	7,072	6.9%	2,324,100
三本木町	8,411	8.2%	2,764,100
鹿島台町	14,058	13.7%	4,619,900
合計	102,438	100.0%	33,664,500

事業費：在宅昼間分69,000円×3ヶ所×71日
 69,000円×1ヶ所×35日
 在宅夜間分45,000円×3ヶ所×71日
 古川地区病院指定168,000円×1ヶ所×36日
 年末年始追加指定69,000円×2ヶ所×4日
 その他事務費等

負担金額：事業費×各市町平成12年国勢調査人口/平成12年国勢調査人口の管内計102,438人(千円未満四捨五入)で算出



(2) 加美・玉造地区休日昼夜間診療

負担割合については、加美町が47.3%と最も高く、次いで岩出山町の23.6%となっている。(平成14年度～平成16年度は単価増減なし)

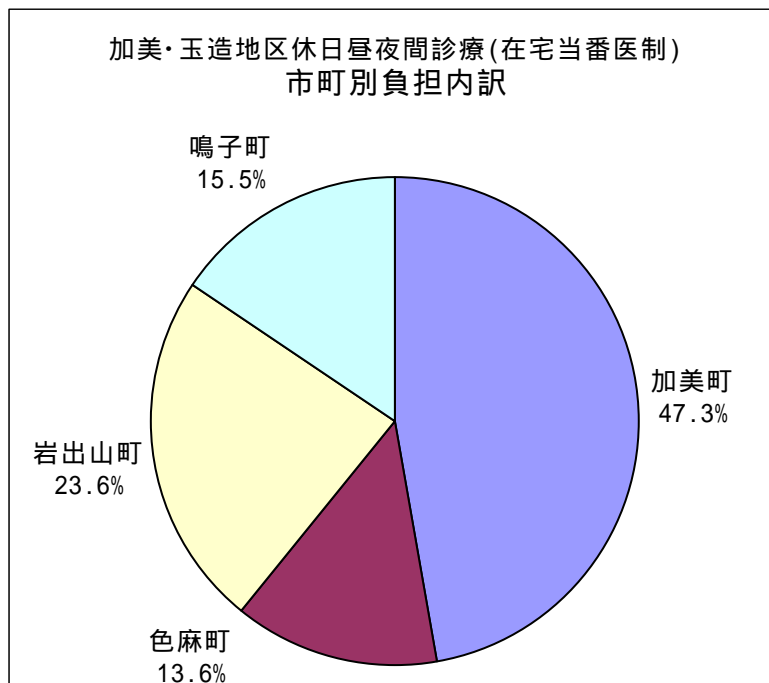
負担金の内訳は、休日昼間診療として加美郡・玉造郡医師会が4,931,400円、休日夜間診療を受託する古川市医師会が6,600,000円となっている。

平成16年度実績 【単位：円】

市町名	平成12年 国勢調査 人口(人)	割合	負担額
加美町	8,162	47.3%	5,449,300
色麻町	28,330	13.6%	1,570,000
岩出山町	14,169	23.6%	2,725,400
鳴子町	9,289	15.5%	1,786,700
合計	59,950	100.0%	11,531,400

事業費：在宅昼間分69,000円×1ヶ所×68日(加美郡・玉造郡医師会)
在宅夜間分45,000円×2ヶ所×71日(古川市医師会)
その他事務費等

負担金額：事業費×各市町平成12年国勢調査人口/平成12年国勢調査人口の管内計59,950人(千円未満四捨五入)で算出



(3) 遠田地区休日昼間診療

負担割合については、小牛田町が33.7%と最も高く、次いで涌谷町の32.1%となっている。(平成14年度～平成16年度は単価増減なし)

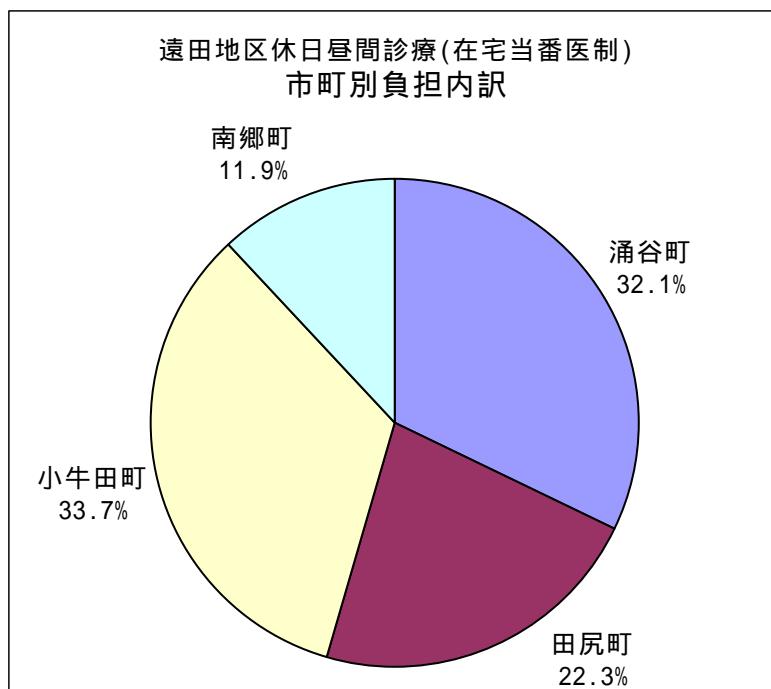
平成16年度実績

【単位：円】

市町名	平成12年 国勢調査 人口(人)	割合	負担額
涌谷町	19,313	32.1%	3,188,000
田尻町	13,417	22.3%	2,214,000
小牛田町	20,245	33.7%	3,342,000
南郷町	7,150	11.9%	1,180,000
合計	60,125	100.0%	9,924,000

事業費：在宅昼間分69,000円×2ヶ所×71日
その他事務費等

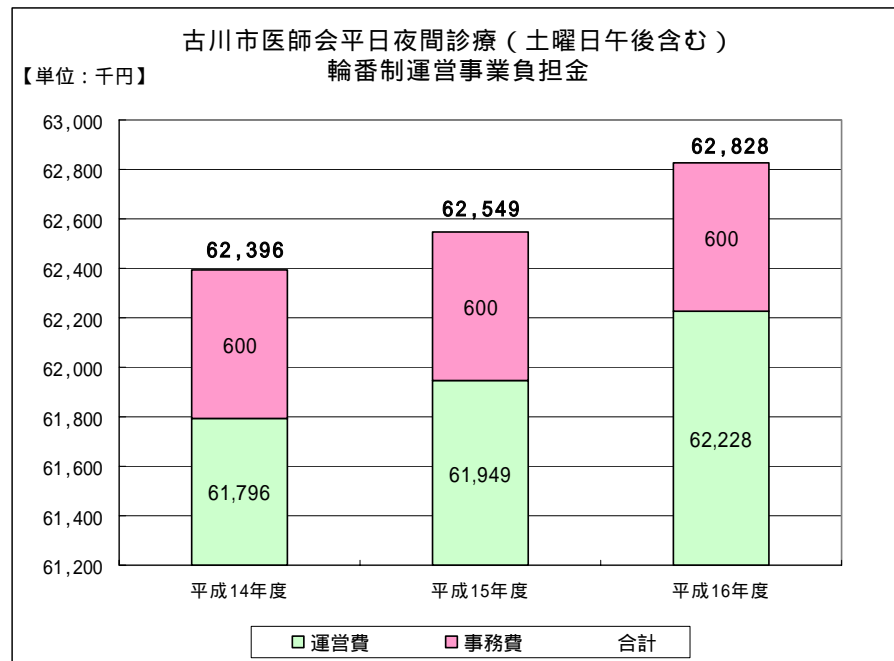
負担金額：事業費×各市町平成12年国勢調査人口 / 平成12年国勢調査人口の管内計60,125人(千円未満四捨五入)で算出



(4) 古川市平日夜間(土曜日午後含む)診療

負担金について、3年間の推移をみると増加傾向にあり、平成16年度で62,828千円となっている。

負担金積算については、「単価×件数」で計算し、四半期毎に計上されている。また、負担金(運営費分)が増加傾向にあることから、件数(患者数)も増加していることが分かる。(平成14年度～平成16年度は単価増減なし)



参考：単価

土曜日午後(内科・外科併設)：139,500円

土曜日午後(単科)：149,500円

平日夜間(内科・外科併設)：96,500円

平日夜間(単科)：106,500円

大崎圏域における休日歯科診療の現状

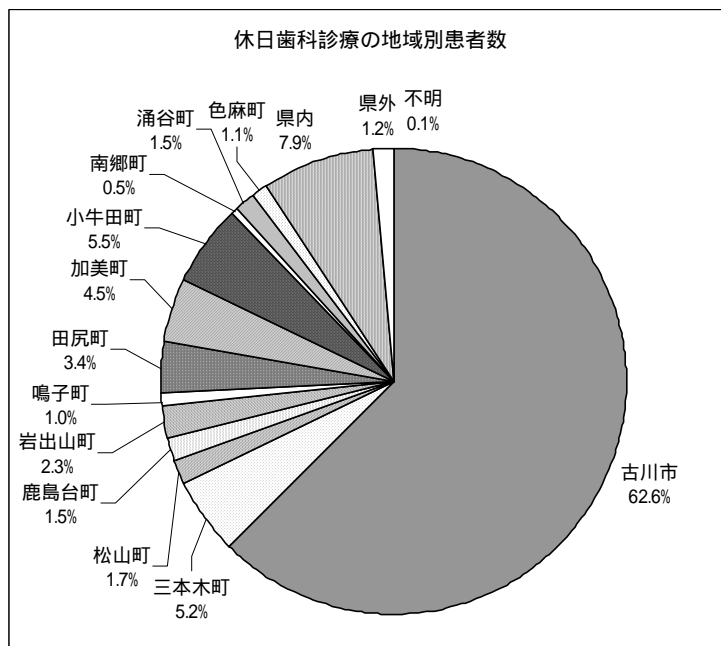
(1) 古川市・三本木町休日歯科診療

- (形 式) 在宅輪番制
 (担 当) 古川市、三本木町の各歯科医院
 (実施開始) 昭和 57 年より古川市でスタート
 (三本木町は平成 2 年より参加)
 (診療日) 日曜日、祝祭日及び年末年始
 (診療時間) 午前 9 時～午後 3 時
 (運営費) 古川市及び三本木町で負担
 (事務局) 古川市三本木町休日歯科診療運営協議会

(2) 休日歯科診療の地域別患者構成比

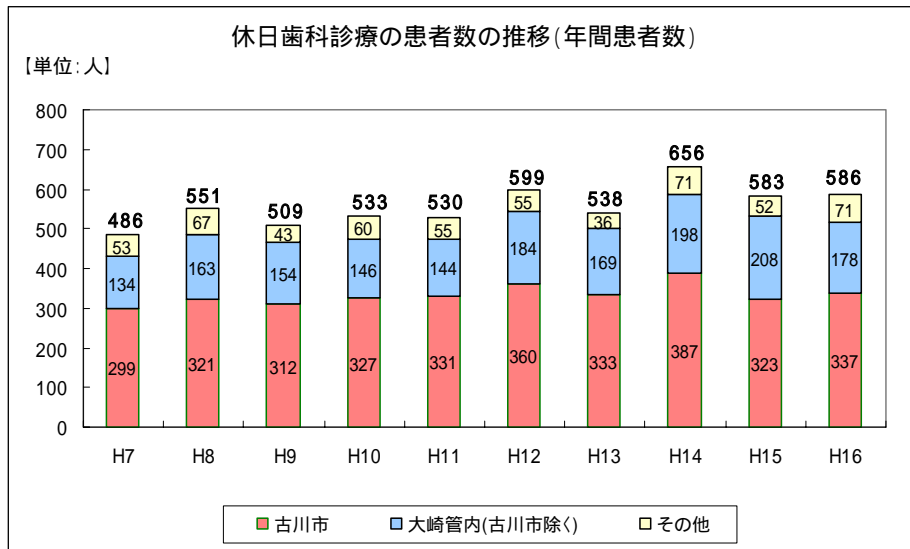
(昭和57年～平成16年)

	患者総数	構成比 (%)
大崎管内	10,013	90.8
古川市	6,899	62.6
三本木町	575	5.2
松山町	184	1.7
鹿島台町	161	1.5
岩出山町	249	2.3
鳴子町	113	1.0
田尻町	377	3.4
加美町	494	4.5
小牛田町	610	5.5
南郷町	53	0.5
涌谷町	171	1.5
色麻町	127	1.1
県内	869	7.9
県外	135	1.2
不明	9	0.1
計	11,026	100.0



(3) 休日歯科診療の患者数の推移

年間患者数については、平成 16 年度が 586 人で、1 日当たりの患者数（総患者数 / 実施日数 70 日）は 8.37 人となっている。また、最も患者数が多いは平成 14 年度の 656 人で、1 日当たりの患者数（総患者数 / 実施日数 70 日）は 9.37 人となっている。



(4) 古川市休日歯科診療在宅当番医制事業補助金

平成 16 年度における休日歯科診療への補助金は、平成 16 年度で 3,275,000 円となっている。（平成 14 年度以降は単価増減なし）

また、古川市及び三本木町のそれぞれの負担額は、本事業を実施担当した歯科医療機関の所在地による。（古川市内の歯科医療機関が実施した場合は古川市が負担、三本木町内の歯科医療機関が実施した場合は三本木町の負担となる。）

平成16年度実績 【単位：円】

区分	平成16年度
運営費	3,255,000
事務費	20,000
合計	3,275,000

負担金額：46,500円 × 日数

第4節 救急医療体制の充実

目的

住民の生命と健康を確保し、安心して暮らせる地域社会を築くため、救急時における救急医療体制を確立する。

現状と課題

- 1 住民が緊急な場合にいつでも、より早く適切な医療を受けられる体制の充実を図るため、地域医療対策委員会、医師会、市町、警察署及び消防署等の関係機関の一層の連携協力が必要である。
- 2 初期救急医療については、古川地区では、休日の昼夜間の在宅当番医制を8病院、29診療所で、古川市内の平日夜間を8病院、1診療所で実施しているほか、歯科の休日昼間の在宅当番医制を古川市と三本木町において実施している。
また、遠田地区では、休日昼間の在宅当番医制を5病院、12診療所で実施し、休日夜間を古川市医師会で対応している。
一方、初期救急医療では眼科、小児科、耳鼻科等の専門医が少なく、これらの平日・休日の夜間診療の整備が必要であるとともに、歯科についても広域センター方式による休日救急診療の整備が求められている。
- 3 二次救急医療については、休日の昼・夜間の大崎広域病院群輪番制を16病院で実施している。
- 4 三次救急医療については、県北32市町村をエリアとする古川市立病院救命救急センターの機能強化が求められている。
- 5 大崎医療圏では、14病院、1診療所が24時間体制で、救急隊による搬送患者の受入れ体制を整えており、平成13年4月現在の県調査によると、人口10万人に対する救急告示医療機関の数は7.1で、全国平均4.0及び県平均3.1を上回っている。
- 6 交通事故、高齢化の進展、疾病構造の変化により救急患者は年々増加傾向にあり、一刻を争う重篤患者も増えている中で、大崎地域広域行政事務組合消防本部では11隊の救急隊に救急救命士20名（平成14年度末現在）を配置し救急活動に当たっている。平成14年の大崎医療圏における救急車による救急患者の圏内搬送率は92.9%で、救急患者の受入れは大崎医療圏内でほぼ完結している。

- 7 救急医療の住民に対する情報提供不足や患者の認識不足等によって、軽症の住民が直接二次、三次救急医療機関を受診しているケースも多く、住民に対する適切な啓発と情報提供が課題である。
- 8 広範囲熱傷、急性中毒等の高度かつ特殊な救急患者に対応できる救命救急センターの整備が求められている。
- 9 外傷性頭蓋内出血や脳挫傷・くも膜下出血の術後に、あるいは脊髄損傷等で気管切開を施され、気道管理を常時必要とする症例もあり、救急救命後の重症患者の受入れ病院の整備が必要である。

主な施策と目標

- 1 古川市立病院救命救急センターを中核とした一次から三次までの救急医療の連携体制の強化や、同センターと循環器・呼吸器系疾患を専門とする県立循環器・呼吸器病センターとの機能連携を図る。
- 2 平日・休日夜間に眼科、小児科、耳鼻科等に対応できる夜間急患センターや、歯科における広域センター方式による休日救急診療の整備を検討する。
- 3 救急救命後の重症患者の収容等について、病院と診療所等の連携体制を強化する。
- 4 消防機関は、救急救命士の増員や、高規格救急自動車の配備の促進を図るとともに、救急救命活動の万全を期するため、医療機関と協力し病院前救護体制におけるメディカルコントロール体制の整備を図る。
- 5 住民への救急業務の周知を図るとともに、応急手当や救急蘇生法の講習を実施し、住民に理解と協力を求める。

第5節 大規模災害時等の対応

目的

大規模災害から住民の生命の安全を確保するため、災害時における医療救護体制の確立を図る。

現状と課題

- 1 地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成12年に発表した「宮城県沖地震の長期評価」によると、宮城県沖では今後20年以内（2020年まで）に大規模な地震が発生する可能性が高いと考えられている。
- 2 平成9年3月に県と宮城県医師会との間で「災害時における応援協定」が締結された。本圏域においては、平成9年4月に被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うため、災害拠点病院として古川市立病院が指定されている。
- 3 大崎医療圏内の市町、医師会、医療機関等との間で災害時における医療救護や連携についての体制が確立されておらず、各市町と医師会との医療救護に関する協定も締結されていない。
行政、医師会、医療機関、消防機関等の関係諸団体とで、県地域防災計画を基に、災害時における役割や連携について調整を図る必要がある。
- 4 多重衝突事故や集団食中毒により傷病者が多数発生した場合、トリアージや医療機関の傷病者受入れ等、対応に混乱を生じることから、対策の検討が必要である。

主な施策と目標

- 1 古川市立病院を圏域内の災害拠点病院として整備の促進を図る。
- 2 大規模地震が発生した場合の医療関係機関の対応について、地域医療対策委員会で検討する。
- 3 医療機関は、実情に応じた防災マニュアルを作成する。
- 4 救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、メンタルヘルスなどについて、住民に対して普及啓発を図る。
- 5 県及び市町は、他県等からの災害時の応援について迅速な受入れができるよう体制を整備するとともに、平常時から各種ボランティア団体と緊密な関係の構築を図る。
- 6 多重衝突事故や集団食中毒等の多数の傷病者が発生する事故について、対策を検討する。

別冊資料

第4回 新市の医療体制に係る専門小委員会

(地方公営企業の経営手法の比較)

本冊	総務省自治財政局公営企業課長通知	1
別紙1	地方公営企業総点検チェックリスト	6
別紙2	地方公営企業関係制度比較表	10
別紙3	民間的経営手法等の取組事例	20
別紙4	地方公営企業におけるアウトソーシング (外部委託)の実施状況	24

(以下省略)

別紙5	中期経営計画の策定	
別紙6	情報開示が適当な項目例	

各都道府県総務部長
(行政改革担当課、財政課、市町村担当課扱い)
各都道府県企業管理者
各指定都市総務局長、財政局長
(行政改革担当課、財政課扱い)
各指定都市企業管理者
各企業団企業長
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局公営企業課長

地方公営企業の経営の総点検について

地方公営企業分野における公的サービス供給方法の多様化や規制緩和の進展など近年の社会経済情勢の著しい変化や厳しい経営環境の下で、総務省としては、これまで地方公共団体及び地方公営企業（以下「団体・企業」という。）に対し、「地方公営企業の経営基盤の強化について」（平成10年1月13日付け自治省財政局長通知）及び「地方公営企業への民間的経営手法の導入の推進について」（平成14年3月29日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）等を通じ、様々な民間的経営手法の積極的な導入を進めるとともに、事業の一層の自立性の強化と経営の活性化を図っていただくよう要請してきたところで

す。

地方公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしておりますが、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくため、各団体・企業においては、厳しい環境の変化に適切に対応すべく、下記事項に御留意の上、改めて地方公営企業の経営の総点検を行い、さらなる経営改革を推進していただくようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村並びに企業団及び関係一部事務組合（都道府県及び指定都市が加入するものを除く。）等に対しても周知し、適切な助言等を行われるようお願いいたします。

第1 地方公営企業の経営の総点検

公的サービスの供給方法の多様化や規制緩和の進展など近年の社会経済情勢の著しい変化や厳しい経営環境の下で、各団体・企業におかれては、経営基盤の強化等に積極的に取り組んでいただいております。また、総務省としても、各団体・企業に対し、通知等を通じて様々な民間的経営手法の積極的な導入を進めるとともに、事業の一層の自立性の強化と経営の活性化を図っていたべくよう要請しているところである。

しかしながら、地方公営企業の経営状況は依然として厳しい状況にあり、一方、民間企業においても厳しい経営環境の中で業績を回復すべく懸命の努力をしていることに鑑み、地方公営企業についても経営の健全化・効率化等経営基盤強化へのより一層の取組の必要性が求められるところである。

については、将来にわたり地方公営企業の本来の目的である公共の福祉の増進が図られるよう、各団体・企業においては、別紙1の総点検チェックリストを活用するなどにより、改めて地方公営企業の経営の総点検を行い、さらなる経営改革を推進されたい。

第2 サービス供給の在り方の再検討と民間的経営手法の導入促進

第1の総点検を進めるに当たっては、地方公営企業が公共サービスを提供する企業であるとともに、経営の効率化、活性化のためには地方公営企業における民間的経営手法の導入が極めて有効であるという観点から、特に以下の事項に留意されたい。

1 地方公営企業形態によるサービス供給の適否の再検討

まず、サービス供給自体の継続の適否について、事業やサービスの内容が住民ニーズや社会経済情勢に対応したものとなっているか、当初の事業目的が既に達成されていないか等の観点から再検討する必要がある。

その上で、サービス供給を継続する必要性が認められる場合であっても、現在の地方公営企業形態によるサービス供給を維持することの適否について再検討することが必要である。とりわけ、公共性の確保等地方公営企業形態でサービスを供給する意義が薄れている場合、収支が中長期的に拡散し他会計からの繰入が増加することが不可避と思われる場合等には、住民のニーズや地域の実情等を踏まえながら、各団体・企業が自ら直接に実施する必要があるかという原点に立ち戻り、民間への事業譲渡等の選択肢を含め検討する必要がある。

2 民間的経営手法の導入促進

地方公営企業形態でサービス供給を継続する場合にあっても、事業の公共性及び一定のサービス水準の確保を前提としつつ、経営の自立性を高め、あるいは市場競争原理を取り入れて経営の効率化、活性化を図る手法の導入を促進すべきである。

具体的には、昨年、地方自治法の改正によって、公の施設の指定管理者制度が導入され、また、本年4月地方独立行政法人法が施行され、地方公営企業から地方独立行政法人への移行が可能となる等、地方公営企業に係る各種サービス供給手法の整備がなされたところである。また、既存のPFI事業、アウトソーシング(外部委託)等についてもその導入成果が上がってきているところである。

このような状況を踏まえ、各団体・企業においては、これら民間的経営手法の導入について早急に検討を進められたい。その際、第1の総点検チェックリストにおける該当部分を参考にして頂きたい。

なお、望ましいサービス供給手法は、各事業毎に一律に定まるものではなく、受け皿となる民間企業の存否や民間事業者とのコスト比較等、あくまでも地域や各事業者の実情を考慮し、各団体・企業が主体的に決定すべきものである点に留意されたい。ただし、民間的経営手法を導入し、市場原理の導入を図ることがコストの削減や効率性向上、ひいては事業の自立性の強化、経営の活性化に寄与することが期待されるものであることから、安易に現状を是とすることなく、抜本的な再検討を行うことが望まれる。

3 民間的経営手法等の取組事例等

様々なサービス供給手法の特徴を別紙2の公営企業関係制度比較表として整理するとともに、民間的経営手法等の取組事例を別紙3のとおり取りまとめたので、これらも参考に、広く民間の経営者や地域住民、議会等の意見も聴きながら、各企業にふさわしい民間的経営手法の導入を検討することが望まれる。

特に、アウトソーシングの導入に当たっては、別紙4の地方公営企業におけるアウトソーシングの実施状況調査結果(平成15年9月4日公表)も参考に、より幅広い分野へのアウトソーシングの導入について検討されたい。

第3 計画性・透明性の高い企業経営の推進

地方公営企業を含む地方財政全体が非常に厳しい状況にある中で、経営改革によって地方公営企業の経営基盤の強化を図っていくためには、企業経営の現状や展望等を作成・開示しながら住民の理解と協力の下に経営を進めるこ

とが必要である。

各団体・企業においては、以下に示す中期経営計画の策定、業績評価の実施、情報開示による説明責任の確保にこれまで以上に配意し、より一層計画性・透明性の高い企業経営の推進に努められたい。

1 中期経営計画の策定

地方公営企業は、総じて多額の設備投資を要し、また、住民に不可欠なサービスを安定的に供給する役割を有しており、中・長期的観点から計画的に経営を推進することが不可欠である。しかしながら、現状では市町村を中心に中期経営計画を策定している団体・企業は少数にとどまっている。経営の健全化・効率化等経営基盤強化の観点からも中期経営計画は必要であり、未だ中期経営計画を策定していない団体・企業においては、早急に策定されたい。

中期経営計画の記載事項としては、別紙5を参考に、収支等の財務的データのみならず、提供するサービスの質、利用者の満足度、安全性等の労働環境等の非財務的データにも着目し、多角的観点からの計画とすることが望ましい。また、計画策定に当たっては、民間企業等のデータを参考に、計画の前提となるコスト等を適正な水準として設定するよう努められたい。

特に、他会計からの繰入金等料金以外の財源に依拠している場合には、将来的な住民の負担を明らかにするため、それらの金額の見通しを示すことにも留意する必要がある。

2 業績評価の実施

中期経営計画策定の実効を挙げるには、継続的に計画と実績を比較することによって、毎年度又は中期経営計画期間中に計画の達成度を評価し、また、計画と実績の差異の原因を分析し、その結果を計画修正や次期計画の策定等企業経営に反映させるPLAN-DO-SEEのサイクルを導入することが必要である。

このサイクルを企業経営の中に定着させるためには、評価結果を予算編成や定員管理等に反映させるルールを確立することが望ましく、また、評価の過程において学識経験者や地域住民の参加を図ることによって評価の客観性が確保されるように留意する必要がある。

3 積極的な情報開示

地方公営企業の経営状況については、そのサービスの受益者であり、また、料金、税金等の形態で経営を支えている住民への公表が必要である。各団体・

企業においては、前述の中期経営計画及び業績評価に加えて、別紙6の情報開示が適当な項目例も参考にして決算書類等から得られる経営情報を取りまとめ、例えば料金水準、人件費などについては類似団体や民間企業の対応するデータも添えるなど、住民が理解・評価しやすいように工夫しつつ、積極的な情報開示に努められたい。

地方公営企業総点検チェックリスト

別紙1

区分	チェック事項	
民間的経営手法の導入等	効果的なサービスの供給	民間事業者とのコスト比較やサービス水準の検討を行いながら、民間的経営手法の導入について絶えず検討を行っているか。
		既に事務の一部の外部委託を行っている場合でも、より幅広い外部委託を検討・実施しているか。
		民間委託等を行う際に、定量的な効果を算出し、効果があると判断した上で委託を行っているか。
		幅広い外部委託が可能な場合、指定管理者制度、PFI方式等多様な手法から選択を検討しているか。
		民間譲渡や外部委託等民間的経営手法の導入を行う場合には、実施後の企業職員の配置先等について配慮されているか。
		幅広い外部委託が適当でなくとも、地方独立行政法人制度を活用し、より効率的、効果的に提供することが適当ではないか。
		民間的経営手法の導入について、地域の民間経営者や有識者、議会や住民等の意見を聞いているか。
		外部委託先の選定は公開入札等、公正・適切な手法によって行っているか。
		競争原理が機能するよう、委託先の定期的な見直しが行われているか。
		外部委託した業者について業務執行能力や信用力等について定期的に評価を行っているか。
経営基盤の強化	法適化の推進	法非適用事業については、地方公営企業法の適用の検討を行っているか。
		非適用に留まる場合、法適用できない特別な事情があるか。
	広域化等の推進	地域の実情に応じ、事業の広域化や統合、企業団等の設置などによる共同処理方式の検討を行っているか。
		広域化等を過去に行っているか。その場合、効果を検証しているか。
		市町村合併等が行われた場合、合併に伴い事業の効率化を図っているか。
	経営の活性化	企業用資産の有効活用(土地の貸付等)を行っているか。遊休状態の資産はないか。有効活用を行っている場合には収支改善に寄与しているか。
		附帯事業を行っているか。行っている場合には収支改善に寄与しているか。
		他団体の事例等について情報収集を行い、参考となる経営手法について導入等の検討を行っているか。
	組織の活性化・人材の育成	サービス精神や経営感覚等を身につけるため、職員に多様な研修機会を提供し、人材の育成に努めているか(初任者研修等は除く)。
		組織の目標設定等への職員参画を図ることによって、経営に対する職員意識の高揚を図っているか。

区分	チ ェ ッ ク 事 項	
経営基盤の強化	組織の活性化・人材の育成	管理者は業務運営方法や経営状況等を把握し、経営の効率化・健全化等の重要性を自覚しているか。
		管理者及び幹部職員が経営手腕の発揮や経営責任を全うするための十分な任期が与えられているか。
	リスク管理	リスク管理、危機管理、情報管理の体制に不備はないか。
		企業活動の中で、適用されるすべての法令等は遵守されているか。また、法令等が遵守される体制を作っているか。
計画的な経営の推進	経営計画の策定状況	中長期的な期間で達成すべき建設投資、財務、業務等の内容を位置付けた経営計画を策定しているか。
		経営目標は実際に達成可能なレベルであるか。また、目標となる指標の妥当性について事前に有識者等を交えて検証しているか。
		民間企業等のデータを参考に、コスト等を適正な水準として計画を策定しているか。
		経営目標が明確で職員全員に浸透しているか。
	業績評価	計画に対する実績の評価はなされているか。
		計画と実績に差異がある場合、その要因分析を行っているか。
		経営規模等の類似する民間企業を含む他の同種企業と経営状況の比較を行っているか。
		業績評価は、計画の修正や次期の計画策定など経営に反映されているか。
		業績評価にあたっては、学識経験者や地域住民、監査委員、議会等の意見を参考にしているか。
	建設投資の適切な実施	新規・継続事業の投資規模や整備進度について、過大投資や過度の先行投資とならないよう計画が立てられているか。
	サービスの向上	意見や感想、苦情等の利用者の声を聞く機会を設け、サービスの改善に活かしているか。
		サービス水準や利用者の満足度について定量的に把握しているか。
外部監査の実施	外部監査を定期的に受けているか。受けている場合、結果を公表しているか。	
	指摘事項について改善を行っているか。	
経営効率の進歩的	組織機構・定員管理の適正化	組織・機構の見直しを継続的に行っているか。
		事務事業の見直しや外部委託等を踏まえた定員の見直しを行っているか。
		退職者の補充の在り方等を考慮し、中・長期的な観点に立って計画的な定員管理を行っているか。

区分	チェック事項	
効率的な経営の推進	給与の適正化	企業職員の給与は、類似団体や民間事業者の給与、経営状況、職務内容、能率を考慮して定められているか。
		特殊勤務手当について、勤務の特殊性が認められないものはないか。また、一律に企業職員に対して支給されていることはないか。
		国の基準を上回る退職時の特別昇給等が支給されていないか。
		実績ベースの給与支払額を公表しているか。
	IT技術の導入・活用	業務の効率化につながるようなIT機器を導入(又は導入を検討)及び活用しているか。
		導入している場合、経営管理や業務処理の効率化等の効果を検証しているか。
	入札手続き等の改善	一括購入等調達コストを下げる努力・工夫を行っているか。
		競争入札を実施しているか。また、随意契約から競争入札への見直しの検討を行っているか。
財務の適正化	料金等の適正化	料金は独立採算性の原則を踏まえて適正な水準となっているか。
		料金等の適正化について、具体的にどのような努力を行っているか。
		消費税については法令等に従い適切に処理されているか。
	経費負担区分の適正化	一般会計からの繰出は法令等で認められている基準内か。
		経営に伴う料金収入をもって充てるべきものについて、繰出しを行っていないか。
	効率的な資金管理等	内部留保資金については、どのような方法により确实有利な運用を行っているか。
	適正な経理処理	経営活動に伴う現金収支について、健全的・効率的な資金管理を行うために、資金計画を策定しているか。
		人件費の支出は法令等に準拠しているか。
		固定資産の取得、管理及び会計処理は法令等に準拠しているか。
		経費の支出、会計処理は法令等に準拠しているか。
		会計上の引当処理、損失見積計上が過少となる傾向になっていないか。
	通常の調達金利よりも高金利での借入金がないか。	

区分	チ ェ ッ ク 事 項	
の 向 透 上 明 性	情報提供の実施	経営目標、経営内容等について住民が理解しやすい方法で情報提供を実施しているか。
		情報提供は、住民がアクセスしやすい方法で行われているか。
		パブリックコメント等住民等の意見を聞くことができる場があるか。また、住民等の意見は経営に反映されているか。
の 他 そ	環境への取組	環境保全に配慮した事業運営を行い、コストや効果を把握し、取組状況を住民に公表しているか。
	防災への取組	事故や災害等の緊急事態が発生した場合に、職員や外部委託した業者が確実に対応できる体制ができているか。

	地方公営企業		指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
		アウトソーシング(外部委託)	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
特徴及び留意点	地方公共団体が経営する企業であり、住民生活に必要な公共的サービスを提供し、料金収入により、原則として独立採算で運営されるもの。	事務・事業の一部について民事事業者が既に事業展開している分野等において民間事業者等のノウハウを幅広く活用し、業務の効率化を図るもの。幅広い業務を一括して外部委託を図ろうとする際には、指定管理者制度等の活用も考えられる。	施設の管理運営を包括的に外部委託するものであり、従前の管理委託制度のように受託者が限定されず、民間事業者にも受託可能である。地方団体は指定管理者の選定や指定管理者と締結する協約を通じ適正な管理を維持しつつ民間事業者等のノウハウを幅広く活用し、サービスの向上や効率化を図ることが期待できるもの。		地方団体の関与により公共性を関与しつつ、設計、建設の段階から民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的・効果的に公共施設の建設、維持管理及び運営を促進するものであり、一定規模の施設建設を前提として行う事業において特に効果が期待できるもの。			地方団体が直接行うのに準ずる公共性を確保しながら、地方独立行政法人の長により広範な権限行使を認めることで経営責任の明確化をはかるとともに、中期目標期間における目標・計画に基づく経営により、単年度予算主義とは異なるルールの下で、予算執行における機動性、弾力性の向上を可能とするもの。
定義	地方公共団体が、直接地域住民の福祉の増進を目的として、経営する企業 (経営の基本原則：公企法3条) ・経済性の発揮 ・公共の福祉の増進	地方公共団体が行政責任を果たすうえで必要な監督権などを留保したうえで、その事務事業を民間企業、NPO等住民団体、個人等に委託するもの。	公の施設(住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設)の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに、当該公の施設の管理を行わせる法人その他の団体であって当該地方公共団体が指定するもの。	PFI事業者が施設を建設(Build)した後、施設の所有権を行政に移管し(Transfer)た上で、PFI事業者がその施設の運営(Operate)を行う方式。	PFI事業者が施設を建設し、契約期間にわたり管理運営を行って、資金回収した後、行政にその施設の所有権を移管する方式	(一般地方独立行政法人：地独法2条) 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人 (特定地方独立行政法人：地独法2条)		
設立目的	・住民の福祉の増進、 ・企業方式による効率的な行政サービスの提供		(代行制) 利用料金制を採らない方式 料金収入は、地方公共団体が収入として収受(指定管理者に料金の収納業務を行わせるかは団体の判断による。)	(利用料金制) 指定管理者が料金を収入として収受する方式(自治法244条の2第8項)。 公の施設に関する権限を指定管理者に委任して代行させる。	公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金やノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な社会資本整備と公共サービスの提供を行う。		地方独立行政法人のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、職員等に地方公務員の身分を与える法人	

	地方公営企業	指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
	アウトソーシング(外部委託)	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
根拠法	・地方公営企業法 ・地方公営企業等の労働関係に関する法律	・地方公営企業法 ・地方自治法第244条の2第3項等 ・(同項に基づく)条例等	・地方自治法第244条の2第3項等 ・(同項に基づく)条例等	・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)		・地方独立行政法人法	
法人格	地方公共団体の一部(独立の法人格はなし)		あり(指定管理者が行う事業として法人格を有する)	地方公共団体の一部(独立の法人格はなし)	あり(PFI事業者が行う事業として法人格を有する)	あり(地方公共団体とは別の法人格:地独法5条)	
設立団体	地方公共団体		(地方公共団体が法人その他の団体を指定)	(行政と民間事業者との契約)		地方公共団体(地独法7条)	
設立要件	条例の制定(公企法4条) (設置及び経営の基本に関する事項)	・地方自治法第244条の2第3項に基づく条例で定める事項(指定の手續、管理の基準、業務内容等)を満たすこと。 ・議会の議決を経て指定(自治法244条の2第6項)		民間事業者等の選定 公共施設等の管理者等は、基本方針(内閣が決定)及び実施方針(当該管理者等が決定)に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定(PFI法6条) 公共施設等の管理者等は、特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定(PFI法7条)		議会の議決を経て定款を定め、都道府県等 総務大臣の認可以外 都道府県知事の認可を受けること (地独法7条)	
財産的基礎	-	-		-		業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有すること(地独法6条)	
出資主体	地方公共団体のみ			地方公共団体、民間企業等		・地方公共団体のみ(地独法6条) ・設立団体は、独法の資本金の1/2に相当する資金等を出資(地独法6条)	
業務の範囲	法定7事業(附帯業務含む。公企法2条) ・水道事業(簡易水道事業を除く。) ・工業用水道事業 ・軌道事業 ・自動車運送事業 ・鉄道事業 ・電気事業 ・ガス事業 ・病院事業(財務規定のみ) ・その他(条例で任意適用可) 他に地方財政法、公営企業金融公庫法の法定範囲あり		個別法において、管理者を限定していること等により、指定管理者に管理を行わせることができないものがある。 例)学校、下水道、道路、河川、病院(一部)	個別法において、管理者を限定していること等により、管理を行わせることができないものがある。 例)学校、下水道、道路、河川、病院(一部)		(地独法21条1号、4号、5号) ・試験研究 ・社会福祉事業 ・一定の公共的施設の設置及び管理 ・附帯業務 他に大学の設置及び管理(地独法21条2号)	(地独法21条3号) ・水道事業(簡易水道事業を除く。) ・工業用水道事業 ・軌道事業 ・自動車運送事業 ・鉄道事業 ・電気事業 ・ガス事業 ・病院事業 ・その他政令で定める事業

	地方公営企業		指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
	アウトソーシング(外部委託)	代行制	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
施設所有者	地方公共団体					PFI事業者(契約終了後は地方公共団体)	地方独立行政法人	
実際に施設の管理を行う者	地方公共団体		指定管理者		PFI事業者(契約に基づく)		地方独立行政法人	
事業法上の事業者	地方公共団体			原則的に指定管理者 (事業法の規定により地方公共団体の場合もあり)	地方公共団体、PFI事業者の双方有り		地方独立行政法人	
設立団体の長の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の任命、罷免、懲戒処分(公企法7条の2、) ・予算の調製、議案の提出等(公企法8条) ・住民の福祉を確保するとき等の指示(公企法16条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の(議会の議決を経て)指定(自治法244条の2第3項) ・毎年度終了後の(指定管理者が作成する)事業報告書の受理(自治法244条の2第7項) ・指定管理者が(条例の定めるところにより)定める利用料金の承認(自治法244条の2第9項) ・管理の適正を期すための管理業務又は経理の状況の報告徴収、調査、指示(自治法244条の2第10項) ・指定の取り消し、管理業務の停止命令(自治法244条の2第11項) <p>指定は、期間を定めて行う(当該期間終了時の指定見直しの機会となるもの。)(自治法244条の2第5項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の管理者等は、基本方針にのっとり実施方針を策定(PFI法5条) 公共施設等の管理者等は、基本方針(内閣が決定)及び実施方針(当該管理者等が決定)に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定(PFI法6条) 公共施設等の管理者等は、特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定(PFI法7条) 公共施設等の管理者等は、民間事業者等の選定を行うに当たっては、客観的な評価を行い、その結果を公表(PFI法8条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務開始時の業務方法書の認可(地独法22条) ・中期目標(3~5年)の制定(変更)、公表(地独法25条) ・(独法が定めた)中期計画の認可(地独法26条) ・中期計画の変更命令(地独法26条) ・(独法が定めた)年度計画の届出の受理(地独法27条) ・(中期目標に係る事業報告書の届出の受理(地独法29条) ・中期目標期間の終了時の検討、所要の措置(地独法31条) ・報告徴収、立入検査(地独法88条) ・違法行為等の是正命令(地独法89条) ・料金の上限を定め、認可(地独法23条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務開始時の業務方法書の認可(地独法22条) ・中期目標(3~5年)の制定(変更)、公表(地独法25条) ・(独法が定めた)中期計画の認可(地独法26条) ・中期計画の変更命令(地独法26条) ・(独法が定めた)年度計画の届出の受理(地独法27条) ・(中期目標に係る事業報告書の届出の受理(地独法29条) ・中期目標期間の終了時の検討、所要の措置(地独法31条) ・報告徴収、立入検査(地独法88条) ・違法行為等の是正命令(地独法89条) ・中期計画において料金に関する事項を定める(中期計画の認可)。(地独法83条) 			

	地方公営企業		指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
	アウトソーシング(外部委託)		代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
国・地方公共団体の関与	<ul style="list-style-type: none"> 国の公営企業の業務に関する処分等に係る配慮(公企法5条の2) 国の企業債についての配慮(公企法22条) 各事業法に基づく関与(料金の認可等) 		<ul style="list-style-type: none"> 条例による規定 指定管理者選定時の方法 地方公共団体及び指定管理者間の協約(自治法244条の2) 		内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、基本方針を策定(PFI法4条)。		<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣又は都道府県知事の報告徴収、立入検査(地独法88条) 総務大臣又は都道府県知事の、設立団体又は長、独法への違法行為等の是正命令(地独法89条) 	
議会の関与	<ul style="list-style-type: none"> 設置等に係る条例の制定(公企法4条) 予算の議決(公企法24条) 決算の認定(公企法30条) 料金(使用料に該当するもの)に係る条例の制定(自治法228条) 		<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第244条の2第3項に基づく条例(指定の手續、管理の基準、業務内容等)の制定。 指定に係る議会の議決(自治法244条の2第6項) 地方自治法第244条の2第9項に基づく条例(利用料金)の制定。 		<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について一定の基準に該当する場合には、議会の議決が必要(PFI法9条) 		<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の議決(地独法25条) 料金の上限の制定に係る議決(地独法23条) 評価委員会に係る事項(地独法11条) 	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の議決(地独法25条) (料金を含む)中期計画の議決(地独法83条) 評価委員会に係る事項(地独法11条)
財務 経営の 原則	独立採算原則(公企法17条の2)に基づき、地方公共団体が負担すべき経費以外は原則として料金による収入により運営		全て利用料金で賄う場合 地方公共団体からの負担金、委託料等を含めた形で賄う場合		サービス購入型(公共部門が民間事業者に対価を支払う) ジョイント・ベンチャー型(、の折衷型) 独立採算型(利用者から直接料金を徴収)		<ul style="list-style-type: none"> 設立団体からの交付金 使用料等の料金により運営 	独立採算原則(地独法85条)に基づき、設立団体が負担すべき経費以外は原則として料金による収入により運営
資金調達手段	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金(地財法10条の2,16条等) 特定の経費につき一般会計等からの出資、貸付、負担金、補助等(公企法17条の2等) 企業債(地財法5条1号) 料金(公企法21条) 		<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金(地財法10条の2,16条等) 特定の経費につき一般会計等からの出資、貸付、負担金、補助等(公企法17条の2等) 企業債(地財法5条1号) 料金(公企法21条) 	基本的には左に同じ。 (指定管理者自らが収受する料金のみで運営するケースも考え得る)	PFI事業者が自ら資金調達する場合 地方公共団体が資金調達する場合(通常の直営の場合と同様の起債) 及びの混合型		<ul style="list-style-type: none"> 設立団体からの交付金(地独法42条) 国庫補助金、地方公共団体からの補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 設立団体からの長期借入金(転貸債)(地独法41条) 特定の経費に係る設立団体からの交付金(地独法85条) 国庫補助金、地方公共団体からの補助金 料金(地独法85条)
財政措置	<ul style="list-style-type: none"> 繰出基準に基づく地財措置 企業債の元利償還に係る地方交付税措置等 			通常の方法公営企業に対する措置と同様の措置を予定	通常の方法公営企業に対する財政措置と同様の措置(H12.3.29自治調第25号)			
地方自治法の財務規定の適用	あり ・予算単年度主義		あり	なし	なし		なし ・契約や財務運営等の面で弾力的な経営が可能	

	地方公営企業	指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
	アウトソーシング(外部委託)	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
評価制度	なし	なし	なし	なし		執行機関の附属機関として独法評価委員会を設置し、業務実績に係る評価等を行う(地独法11条)。 (各事業年度における業務実績の評価:地独法28条) ・各事業年度における業務実績について評価委員会の評価 ・業務運営の改善その他の勧告 ・当該評価結果の独法への通知、設立団体への報告、公表 ・設立団体の長は、当該報告を議会に報告 (中期目標に係る事業報告:地独法29条、30条) ・独法は、中期目標期間の終了後3ヶ月以内に事業報告書を設立団体の長に提出、公表 ・設立団体の長は、当該報告書を議会に報告	
中期目標						設立団体の長が定め、独立行政法人に指示し、公表(あらかじめ、評価委員会の意見の聴取、議会の議決が必要。)(地独法25条)	
中期計画	・中期経営計画の策定及びその公表について要請(「地方公営企業の経営基盤の強化について」(平成10年1月13日付自治省財政局長通知)等) ・内容については、別紙5参照	・中期経営計画の策定及びその公表について要請(「地方公営企業の経営基盤の強化について」(平成10年1月13日付自治省財政局長通知)等) ・内容については、別紙5参照				中期目標に基づき、中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、公表(あらかじめ、評価委員会の意見聴取)(地独法26条)。	中期目標に基づき、中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、公表(あらかじめ、評価委員会の意見聴取、議会の議決が必要)(地独法26条、83条)。
年度計画	・毎年度ごとに予算書他必要書類を作成し、議会の議決を経る。	・毎年度ごとに予算書他必要書類を作成し、議会の議決を経る。				中期計画に基づき、年度計画を定め、設立団体の長に届け出、公表(評価委、議会の関与なし)(地独法27条)	

	地方公営企業	指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
	アウトソーシング(外部委託)	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
決算	・管理者の調製、事業報告書等の長への提出 ・監査委員の審査後当該委員の意見をつけ、議会の認定(公企法30条)	指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し事業報告書を作成し、地方公共団体に提出(自治法244条の2第7項)。		(地方公共団体が事業者の場合に限る) ・管理者の調製、事業報告書等の長への提出 ・監査委員の審査後当該委員の意見をつけ、議会の認定(公企法30条)		・毎事業年度、財務諸表、事業報告書、決算報告書(監事の意見付す)を作成し、設立団体の長に提出し、その承認を得る(承認に際し評価委員会の評価聴取)(地独法34条)。	
会計制度	公営企業会計制度(公営企業法令に基づく)		企業会計原則	公営企業会計制度(公営企業法令に基づく)	企業会計原則	地方独立行政法人会計原則	公営企業型地方独立行政法人会計原則
監査 監査人(監事)の監査	決算、事業報告書等の監査委員の審査(公企法30条)	監査委員の監査(自治法199条)		なし 金融機関によるモニタリング機能		・財務諸表及び決算報告書について意見を付す(地独法34条)。	
会計監査人の監査	義務付けなし	義務付けなし				・一定規模以上の独法については、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、監査を行う(地独法35条)	
地方公共団体の長の関与	・管理者は長の補助機関としての権限を行使する。 ・管理者は広範な権限を有するが、一部の事項について、地方公共団体の長の指示を受ける。	・管理者は長の補助機関としての権限を行使する。 ・管理者は広範な権限を有するが、一部の事項について、地方公共団体の長の指示を受ける。		・管理者は長の補助機関としての権限を行使する。 ・管理者は広範な権限を有するが、一部の事項について、地方公共団体の長の指示を受ける。		地方独立行政法人の財務、組織、人事等の権限は地方独立行政法人の理事長に集中し、地方公共団体とは独立してこの権限を行使する。	
組織の長 (選解任の形態)	公営企業管理者(公企法7条) (地方公共団体の長による任命、罷免、懲戒処分) 財務適用及び公企令第8条の2に該当する場合には管理者不要		指定管理者 (事業法上の事業者)	公営企業管理者	PFI事業者	理事長(地独法12条) (設立団体の長による任命、解任)	

	地方公営企業 アウトソーシング(外部委託)	指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
		代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
職員の身分 (労働関係)	<p>公務員 地方公営企業労働関係法で規定(公企法36条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団結権 ・団体交渉権 ・争議権 × 職階制の実施(公企法37条) 	<p>非公務員 個別法の規定により制限が課されている場合あり。 例)公民館長:教育委員会が任命 博物館の館長、学芸員:教育委員会が任命</p>	<p>非公務員 個別法の規定により制限が課されている場合あり。 例)公民館長:教育委員会が任命 博物館の館長、学芸員:教育委員会が任命</p>	<p>非公務員 個別法の規定により制限が課されている場合あり。 例)公民館長:教育委員会が任命 博物館の館長、学芸員:教育委員会が任命</p>	<p>(一般地方独立行政法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非公務員 ・役員の兼業(営利事業)禁止(地独法55条) ・刑法その他の罰則の適用については公務に従事する職員とみなす(地独法58条)。 ・役員及び職員の守秘義務(地独法56条) <p>(特定地方独立行政法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務員(地独法47条) ・役員の守秘義務(地独法50条) ・役員の政治運動の禁止(地独法50条) ・役員の兼業禁止(地独法50条) 職員は、地公法が適用 ・職員の勤務時間等に係る規程を定め、設立団体の長に届け出、公表(地独法52条)。 		
任用	<p>・管理者は、地方公営企業の経営に識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命(公企法7条の2 1号)</p> <p>・企業職員(管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員)は、管理者が任免。ただし、当該地方公共団体の規則で定める主要な職員を任免する場合には、あらかじめ、地方公共団体の長の同意を得なければならない(公企法15条)。</p>						法人の長の任命による。

	地方公営企業	指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
		アウトソーシング(外部委託)	代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型
労働基本権	<ul style="list-style-type: none"> ・団結権(地公労法5条) ・団体交渉権(協約締結権含む。ただし、企業の管理運営に関する事項を除く。)(地公労法7条) ・争議権なし(地公労法11条1号) ・労働委員会のあっせん、調停、仲裁の対象(地公労法14条~17条) 						<ul style="list-style-type: none"> (一般地方独立行政法人) ・労働三権有り ・労働委員会のあっせん、調停、仲裁の対象 (特定地方独立行政法人) ・団結権有り ・団体交渉権有り ・争議権なし
服務	<ul style="list-style-type: none"> ・一部を除き地方公務員法上の服務規定(職務専念義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、営利企業等への従事制限等) ・指定職員は政治的行為の制限 						<ul style="list-style-type: none"> (特定地方独立行政法人) ・一部を除き地方公務員法上の服務規定(職務専念義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、営利企業等への従事制限等) ・指定職員は政治的行為の制限

	地方公営企業 アウトソーシング(外部委託)	指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
		代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
職員の給与	<p>(給与の基本原則: 公企法38条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるもの ・職員の発揮した能率を十分に考慮 <p>(給与の決定原則: 公企法38条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計費 ・同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与を考慮 ・当該地方公営企業の経営の状況等を考慮 <p>(決定) 給与の種類及び基準の条例制定(公企法38条)</p>						<p>(一般地方独立行政法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員: 特定独法と同じ(地独法56条)。 職員(地独法57条) ・その職員の勤務成績を考慮 ・一般独法は、給与等の支給基準を定め、設立団体の長に届け出、公表。 給与の決定原則(地独法57条) ・一般独法の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものであること。 <p>(特定地方独立行政法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員(地独法48条) ・報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されること。 ・特定独法は、報酬等の支給基準(評価委員会の審査あり。)を定め、設立団体の長に届け出、公表。 職員(地独法51条) ・その職務の内容と責任に応ずるもの。 ・職員の発揮した能率を考慮 給与の決定原則(地独法48条、51条) ・国及び地方公共団体の職員、他の特定独法、民間事業の給与、当該特定独法の業務の実績及び認可中期計画の人員費の見積りその他の事情を考慮。
勤務時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者が決定 ・団体交渉の対象となり、労働協約を締結できる 						<p>(一般地方独立行政法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者が決定 ・団体交渉の対象となり、労働協約を締結できる <p>(特定地方独立行政法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程を定め設立団体の長へ届出・公表
共済関係	地方公務員共済組合法を適用						<p>(一般地方独立行政法人)</p> <p>なし</p> <p>(特定地方独立行政法人)</p> <p>地方公務員共済組合法を適用</p>

		地方公営企業		指定管理者方式		PFI方式		地方独立行政法人	
		アウトソーシング(外部委託)		代行制	利用料金制	BTO	BOT	一般型	公営企業型
災害補償		地方公務員災害補償法を適用						地方公務員災害補償法を適用	
定員管理		定員に含まれる						(一般地方独立行政法人) 定員に含まれない(そもそも地方公務員の身分を有さない) (特定地方独立行政法人) 定員に含まれない(ただし常勤職員の数を設定団体に報告)	
国税	所得課税	所得税	×(非課税)						×
		法人税	×						×
		印紙税	×						×
	資産課税	登録免許税	×	×	×	×	×	×	×
		地価税	×	×	×	×	×	×	×
消費税	消費税	(課税対象)							
地方税	所得課税	法人住民税(均等割)	×						×
		法人事業税	×						×
	資産課税	不動産取得税	×	×	×	(所有権の帰属により判断)		×	×
		自動車税	×					×	×
		鉦区税	×					×	×
		市町村民税	×				×	×	×
		固定資産税	×	×(地方団体所有)	×(地方団体所有)	×	×	×	×
		軽自動車税	×				(所有権の帰属により判断)		×
		特別土地保有税	×				×		×
		自動車取得税	×						×
		事業所税	×						×
		都市計画税	×	×(地方団体所有)	×(地方団体所有)	×	×	×	×
		水利地益税、共同施設税、宅地開発税	×				×	×	×
		消費税	地方消費税25%						

税制については移行型独法を想定

民間的経営手法等の取組事例

別紙3

取組事例	開始時期	事例の概要等	条件等	主な成果(コスト削減、雇用等)
1 東京都水道局金町浄水場 常用発電PFIモデル事業	平成12年10月 供給開始	より災害に強い水道の構築を目指す 施策の一環として、万一の事故時等 においても浄水場運転に必要な電源 を確保すべく、常用発電設備を設置。	事業会社が設備を設置、所有及び運営 し、電力と蒸気を供給	20年間で約14億円のコスト削減見 込み
2 太田市浄水場維持管理業務 委託	平成14年4月	2浄水場の管理業務の一元化による 経営コストの削減と、専門技術者による 安全・安心・安定な飲料水の供給を 図るため、維持管理業務を委託。	・5年間の契約 ・施設・設備及び危機の維持管理及び 緊急・非常時における危機管理、24時 間の運転管理(通年)	5年間で2.6億円のコスト削減見 込み
3 山梨県石和町国民健康保険 峡東病院の民間移譲	平成14年10月	経営状況の悪化に伴い設置された検 討委員会からの建議書をうけ、民間 移譲を実施。	・現状の救急体制の維持等が条件 ・希望する職員については引き続き雇用	他会計繰出金の削減効果 H13年度:約2.0億円
4 高知県・高知市病院組合高知 医療センター整備運営PFI事 業	平成17年3月 開院予定	効率的な医療提供体制の実現を図る ため、県・市病院を統合し、また、民間 企業グループと協働で事業を行うこと で、民間的経営手法や新技術の導入 を円滑に実施し、医療の質の向上、医 療サービスの効率的な提供を指向。	・PFIの対象は病院本館施設、職員宿 舎等の整備及び維持管理、医療関連 サービス業務 ・事業費約1,261億円(30年間) ・BTO方式	30年間で約55億円のコスト削減見 込み
5 山形県置賜地域における医療 機能の再編・ネットワークの整 備	平成12年11月	医療内容高度化の要請、老人性疾患 患者の増加に対応した両用環境整備 の必要、地域間交通の改善、医師の 専門医指向、都市部指向等による偏 在と医師確保が困難な状況等に対応 すべく、医療機能を再編。	・地域中核医療病院と地区病院が連携 と機能分担 ・共通診察カードの発行、情報ネット ワークの構築による患者情報の共有化	・3病院・1診療所体制を、1総合病 院+救命救急センター・2地域密着 病院・2診療所に再編

取組事例	開始時期	事例の概要等	条件等	主な成果(コスト削減、雇用等)
6 埼玉県病院事業の地方公営企業法全部適用	平成14年4月	一般会計からの繰出金が毎年増加の一途をたどる中、経営状況の好転を目指し、管理者の外部からの招へい、公営企業法の全部適用を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・他病院から管理者を招へい ・類似病院との経営内容の徹底比較 ・診療開始時間の繰上 ・医薬品及び診察材料の共同購入 	平成14年度決算において、平成12年度決算と比較し、14億円の他会計補助・負担金の減、16億円の経常収益の改善
7 札幌市営地下鉄における外部委託	平成15年4月	経費削減対策の一環として、経費削減効果の見込まれる業務について外部委託を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・営業出庫前の地下鉄車両の安全点検、車両の通常点検、月単位で行う車両検査業務等について委託 ・車両製造元の関連会社との特命随意契約 	平成15年度単年度で2,400万円のコスト削減見込み。
8 京都市営バスにおける「管理の受委託」の実施	平成12年3月	乗客数の減少や多額の人件費負担等による厳しい財政状況にある事業の経営健全化の一環として、一部路線の運営について管理の受委託を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転業務、運行管理業務及び整備管理業務を委託 ・周辺地域で営業している事業者に事業を委託 	平成14年度単年度で約6.8億円のコスト削減効果
9 函館市営バスの民間譲渡	平成13年4月	長期的な経営の悪化を背景に、市民の移動性を支える都市基盤として公共交通の経営基盤の確立と魅力の向上を図るため民間移譲を実施。	土地・建物等については、一般会計に有償譲渡した上、一般会計から10年間無償貸し付け	一般会計からの補助金が年間約4億円から8億円程度削減
10 青森県電気事業における配電盤運転監視業務の外部委託	平成15年4月	経費削減対策の一環として経費削減効果が見込まれる業務について外部委託を実施するとともに、職員の夜間業務の解消を図る。	配電盤の運転業務、発電所の異常を監視する業務、発電装置の状態を巡視する業務等について委託	平成15年度1,350万円のコスト削減見込み
11 新潟市営ガスの民間譲渡	平成15年4月	経費確保と顧客獲得競争の激化により経営状況が一層厳しいものとなったことをうけ民間移譲を実施。	保安の確保、サービス体制の整備や譲渡後当分の間の料金の据置等市の要求する基本的条件を満たす事業者に移譲	市が事業を継続した場合と比較し、設備投資等の負担増、熱量変更による原ガス購入単価の上昇、一般家庭の利用料金の上昇を抑えることができる見込み

取組事例	開始時期	事例の概要等	条件等	主な成果(コスト削減、雇用等)
12 東京都下水道局森ヶ崎水処理センター常用発電施設PFI事業	平成16年4月 運営開始	<ul style="list-style-type: none"> メタンガスを発電設備の燃料として、下水道処理水を発電施設の冷却用に、発電廃熱を汚泥処理過程に再利用する等資源を最大限に活用。 処理場の自主電源の確保による信頼性の向上。 建設費、維持管理費の軽減を図るため、設置・運営にPFI手法を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> BTO方式 事業者の選定過程における透明性、公平性、競争性の確保に留意 	20年間で73億円(43%)のコスト削減見込み
13 横浜市下水道局改良土プラント増設・運営PFI事業	平成16年1月 運営開始	<ul style="list-style-type: none"> 改良土プラントの増設 汚泥処理センターで発生する焼却灰等を利用して改良土を製造・販売。 プラントの増設・運営をPFI事業で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> BTO方式 下水道局はPFI事業者に焼却灰を売却 PFI事業者は、改良土プラントの増設・運営を行い、改良土を製造・販売する 	10年間で2.4億円のコスト削減見込み
14 富山市の下水道事業、浜黒崎浄化センターにおける包括的民間委託	平成15年度	維持管理経費の縮減を図るため、運転や保守管理等の業務の包括的な民間委託を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 3年間の委託契約 各年度ごとに段階的に委託業務を拡大させる 	3年後の段階で3億円のコスト削減見込み
15 茨城県守谷市の下水道事業における包括的民間委託	平成12年度	従来は業務ごとに別々に民間発注していた運転や保守管理等の業務を、包括的に民間に委託。	<ul style="list-style-type: none"> 3年間の委託契約 運転管理業務、保守点検業務の一部、機器の修繕、清掃・植栽管理業務等を委託 	平成12年度単年度で約2,800万円のコスト削減効果
16 大分市の下水道事業における包括的民間委託	平成14年4月	<ul style="list-style-type: none"> 従来は業務ごとに別々に民間発注していた運転や保守管理等の業務を、包括的に民間に委託。 国土交通省が示したガイドラインを踏まえ、効率的維持管理を行う目的。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の各処理場ごとに委託(2年間) 責任分担は仕様書に明記 受託者は放流水質等の目標数値を満たすことが条件 	平成14年度単年度で人件費分3,400万円の縮減

取組事例	開始時期	事例の概要等	条件等	主な成果(コスト削減、雇用等)
17 松山市の下水道事業における包括的民間委託	平成17年度 実施予定	従来は処理場ごとに別々に民間委託していた運転業務を、平成15年度より一社にして、平成17年度より保守点検等の業務を包括的に民間に委託予定。	未定	平成15年度は通常の発注であったが、委託の一本化により委託料800万円の節減

事例の詳細等については、別途「民間的経営手法等の取組事例集」を送付し、また、総務省ホームページに掲載するので参照されたい。

地方公営企業におけるアウトソーシング(外部委託)の実施状況

(H15. 4. 1)

事業名	業 務 名	都道府県・政令市等		市町村等	
水道(用水事業) 都道府県・政令市等 32団体 市町村等 84団体	水質試験・検査業務	61.3%	(19/31)	84.5%	(71/84)
	汚泥・排水処理業務	96.9%	(31/32)	65.5%	(38/58)
	浄水施設の点検・保守	90.6%	(29/32)	55.4%	(41/74)
	浄水場の運転管理業務	56.3%	(18/32)	44.4%	(32/72)
	配水施設の点検・保守	79.3%	(23/29)	42.5%	(31/73)
	配水管の漏水防止調査	50.0%	(11/22)	31.9%	(15/47)
水道事業(末端) 都道府県・政令市等 18団体 市町村等 1,847団体	水質試験・検査業務	61.1%	(11/18)	91.6%	(1644/1794)
	検針業務	94.4%	(17/18)	88.8%	(1622/1827)
	給水装置の修繕業務	86.7%	(13/15)	62.3%	(905/1452)
	浄水施設の点検・保守	100.0%	(17/17)	62.1%	(907/1460)
	汚泥・排水処理業務	100.0%	(16/16)	57.9%	(498/860)
	配水管の漏水防止調査	72.2%	(13/18)	55.6%	(814/1463)
	配水施設の点検・保守	88.9%	(16/18)	51.0%	(884/1732)
	料金徴収業務	75.0%	(12/16)	39.4%	(679/1723)
	水道メーターの維持管理	94.1%	(16/17)	33.6%	(562/1675)
	浄水場の運転管理業務	41.2%	(7/17)	32.5%	(459/1412)
	転居時の開閉栓・料金精算業務	61.1%	(11/18)	15.5%	(266/1717)
	滞納整理・停水業務	55.6%	(10/18)	11.1%	(190/1717)
	使用開始・廃止の受付(電話等)	35.3%	(6/17)	9.0%	(153/1709)
給水業務の受付・設計審査	18.8%	(3/16)	3.3%	(56/1689)	
簡易水道事業 市町村等 1,637団体	水質試験・検査業務	-	-	90.3%	(1451/1607)
	検針業務	-	-	80.9%	(1295/1600)
	浄水施設の点検・保守	-	-	50.6%	(712/1407)
	給水装置の修繕業務	-	-	50.2%	(661/1316)
	配水施設の点検・保守	-	-	42.3%	(642/1518)
	配水管の漏水防止調査	-	-	36.5%	(447/1224)
	汚泥・排水処理業務	-	-	35.2%	(246/698)
	料金徴収業務	-	-	29.5%	(455/1543)
	浄水場の運転管理業務	-	-	25.9%	(346/1338)
	水道メーターの維持管理	-	-	24.7%	(364/1476)
	転居時の開閉栓・料金精算業務	-	-	6.2%	(94/1509)
	使用開始・廃止の受付(電話等)	-	-	4.3%	(65/1514)
	滞納整理・停水業務	-	-	4.2%	(62/1489)
	給水業務の受付・設計審査	-	-	4.1%	(61/1477)
工業用水道事業 都道府県・政令市等 49団体 市町村等 98団体	汚泥・排水処理業務	84.4%	(38/45)	68.6%	(24/35)
	浄水施設の点検・保守	76.1%	(35/46)	52.5%	(31/59)
	配水施設の点検・保守	70.8%	(34/48)	47.7%	(42/88)
	給水装置の修繕業務	44.8%	(13/29)	44.0%	(22/50)
	浄水場の運転管理業務	52.2%	(24/46)	33.9%	(21/62)
	検針業務	17.8%	(8/45)	29.9%	(23/77)
	配水管の漏水防止調査	42.1%	(16/38)	27.9%	(12/43)
	水道メーターの維持管理	59.1%	(13/22)	17.9%	(10/56)
	給水業務の受付・設計審査	2.2%	(1/45)	1.6%	(1/61)

事業名	業 務 名	都道府県・政令市等		市町村等	
交通事業 (地下鉄) 都道府県・政令市等 9団体	車両保守・点検業務	100.0%	(9/9)	-	-
	駅・車両清掃業務	100.0%	(9/9)	-	-
	路線・電気施設保守点検業務	100.0%	(9/9)	-	-
	車内広告管理業務	100.0%	(9/9)	-	-
	駅管理業務(出・改札業務等)	44.4%	(4/9)	-	-
交通事業 (バス) 都道府県・政令市等 11団体 市町村等 36団体	車両整備業務	90.9%	(10/11)	55.6%	(20/36)
	車両清掃業務	100.0%	(11/11)	54.3%	(19/35)
	運行管理業務	27.3%	(3/11)	5.7%	(2/35)
	運転業務	27.3%	(3/11)	5.7%	(2/35)
電気事業 (水力のみ) 都道府県・政令市等 32団体	集中監視制御装置保守点検業務	88.0%	(22/25)	-	-
	取水設備除塵排砂業務	87.5%	(28/32)	-	-
	遠方監視制御装置保守点検業務	86.7%	(26/30)	-	-
	発電所巡視点検業務	31.3%	(10/32)	-	-
	発電所運転管理業務	29.0%	(9/31)	-	-
	ダム運転管理業務	23.1%	(6/26)	-	-
ガス事業 市町村等 56団体	ガスメーター検針業務	-	-	87.5%	(49/56)
	ガスメーター取替業務	-	-	87.5%	(49/56)
	消費機器調査業務	-	-	81.8%	(45/55)
	内管漏洩検査業務	-	-	79.6%	(43/54)
	埋立管漏洩検査業務	-	-	75.9%	(41/54)
	製造設備保守点検業務	-	-	54.8%	(17/31)
	料金徴収業務	-	-	44.2%	(23/52)
	開閉栓業務	-	-	35.8%	(19/53)
	供給施設運転管理業務	-	-	21.6%	(11/51)
病院事業 都道府県・政令市等 64団体 市町村等 691団体	医療廃棄物処理業務	100.0%	(63/63)	98.8%	(676/684)
	医療機器保守点検業務	100.0%	(63/63)	97.3%	(655/673)
	検体検査業務	100.0%	(64/64)	96.2%	(654/680)
	清掃業務	100.0%	(64/64)	93.8%	(639/681)
	洗濯業務	96.8%	(61/63)	93.5%	(628/672)
	医事業務(受付、料金徴収等の事務)	100.0%	(64/64)	83.9%	(563/671)
	宿直・警備業務	98.4%	(63/64)	81.6%	(536/657)
	ボイラー管理業務	90.6%	(58/64)	73.9%	(467/632)
	給食業務	82.8%	(53/64)	63.3%	(417/659)
看護助手業務(クラーク業務)	73.5%	(36/49)	45.1%	(243/539)	
下水道事業 都道府県・政令市等 56団体 市町村等 2,702団体	水質・汚泥分析業務	92.9%	(52/56)	96.0%	(2260/2353)
	処理場運転管理業務	98.2%	(55/56)	94.0%	(1921/2043)
	沈砂・汚泥運搬業務	98.2%	(54/55)	93.7%	(1884/2011)
	施設清掃業務	98.2%	(55/56)	89.9%	(1800/2003)
	ポンプ場管理業務	94.5%	(52/55)	89.3%	(1611/1804)
	管路清掃業務	96.2%	(51/53)	78.9%	(1283/1626)
	管路調査・補修業務	96.2%	(51/53)	75.3%	(1252/1663)

括弧内の数値は、([当該業務をアウトソーシングしている団体数] / [当該業務を実施している団体数])である。

簡易水道事業(都道府県・政令市等分)、電気事業(市町村等分)、ガス事業(都道府県・政令市等分)については、事業実施団体が少数のため掲載を省略。